

みやざき行財政改革プラン (第三期)

令和元年6月
宮崎県

目 次

(ページ)

第1	行財政改革の基本的な考え方	
1	これまでの行財政改革の取組	1
2	本県を取り巻く状況	2
3	今後の行財政改革の取組	4
	(1) 基本理念	4
	(2) 改革プログラム及び財政健全化指針	4
4	行財政改革の推進期間	5
5	行財政改革の推進体制	5
第2	改革プログラム	
1	効率的で質の高い行政基盤の構築	6
	(1) 簡素で効率的な行政組織等の整備	6
	(2) 危機事象への対応	13
	(3) 信頼性を高める行政運営	15
	(4) 県政運営の透明性の確保	19
2	県民ニーズに対応した行政サービスの提供	24
	(1) 県民ニーズの的確な把握と県政への反映	24
	(2) 県民サービス・利便性の向上	27
	(3) 県民等との連携・協働	31
	(4) 市町村等との連携	36
3	県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進	39
	(1) 県政を担う人材の育成・確保	39
	(2) 女性職員が活躍できる職場環境の整備	42
	(3) 職員の意識改革と働きやすい職場づくり	44
	(4) 公務能率の向上	49
4	健全な財務基盤の構築と資産の有効活用	51
	(1) 自主財源の確保とコスト縮減	51
	(2) 県有財産等の資産の有効活用	55
第3	財政健全化指針	58
	参考資料	62
	数値目標一覧	
	数値目標の解説	
	宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン（概念図）	
	基金残高の推移、県債残高の推移	
	みやざき行財政改革プラン（第三期）の策定経過	
	宮崎県行財政改革推進本部設置要綱等	

第1 行財政改革の基本的な考え方

1 これまでの行財政改革の取組

本県では、「行政改革は不断に取り組むべき行政課題である」との認識のもと、「宮崎県行政改革大綱」を昭和60年11月に策定して以来、数次にわたり行政改革大綱（プラン）を策定し、全庁的な行政改革に取り組んできました。

また、平成19年6月に策定した「宮崎県行財政改革大綱2007」から「財政改革推進計画」を取り込み、総職員数の純減、公の施設への指定管理者制度導入や公社等改革、そして財政収支不足額の圧縮などの行財政改革に取り組んできました。

さらに、平成27年7月に策定した「みやざき行財政改革プラン（第二期）」では、「効率的で質の高い行政基盤の構築」、「県民ニーズに即した行政サービスの提供」、「持続可能な財政基盤の確立」というこれまでの視点による適正な定員管理、NPOなど多様な主体との協働の推進、効果的・効率的な歳出の実現のほか、県が有する人材や財産・情報等の経営資源を磨き上げ、最大限に活用する「県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用」という新たな視点を加えて、県民本位の行財政改革を推進し、県総合計画の基本目標である『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』を支える持続可能な行財政基盤の確立を図ってきました。

行財政改革大綱（プラン）の経緯

第1次	宮崎県行政改革大綱	（昭和60年度～昭和62年度）
第2次	新宮崎県行政改革大綱	（平成7年度～平成9年度）
第3次	新宮崎県行政改革大綱（改訂版）	（平成10年度～平成12年度）
第4次	宮崎県行政システム改革大綱	（平成13年度～平成17年度）
第5次	宮崎県行政改革大綱2006	（平成17年度～平成18年度）
第6次	宮崎県行財政改革大綱2007	（平成19年度～平成22年度）
第7次	みやざき行財政改革プラン	（平成23年度～平成26年度）
第8次	みやざき行財政改革プラン（第二期）	（平成27年度～平成30年度）

2 本県を取り巻く状況

本県を取り巻く社会経済情勢は、大きく変化し、県民ニーズも多様化・高度化しており、これらに迅速かつ的確に対応していく必要があります。

一方、県財政は、今後も厳しい状況が続くものと見込まれることから、行政ニーズを的確に捉え、施策や事業の選択と集中を着実に進めていく必要があります。このため、職員一人ひとりが持てる能力を十分に発揮することで、現場の実情等を適切に把握し、課題への対応と解決が可能な「県庁改革」に取り組みます。

(1) 社会経済情勢の変化

我が国は、本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えています。特に本県は全国平均より早く高齢化が進んでおり、このまま人口減少が続けば、生産年齢人口の減少による深刻な労働力不足や消費の減少による市場規模の縮小などにより社会経済が悪化し、さらには税収不足による住民サービス水準が低下するほか、自治会等の地域コミュニティの衰退などにより地域社会の活力も低下していくことが懸念されます。

一方で、中国やインドをはじめとするアジア諸国では、経済成長や人口増加等が進展しており、加えて、ASEAN諸国等とのEPA（経済連携協定）やTPP11（環太平洋連携協定）をはじめ、EU諸国とのEPA等による巨大な市場形成の中での自由貿易の流れや外国人労働者の受け入れ拡大（平成31年4月1日改正出入国管理法施行）などにより、グローバル化の動きが加速化し、世界の動きが地域社会に与える影響もより一層大きくなると考えられます。

また、本県に被害をもたらした新燃岳・硫黄山の噴火や熊本地震のほか、国内では、豪雨等の大規模自然災害によるこれまでにない被害が近年頻発していることから、今後も南海トラフ地震をはじめ大規模自然災害が発生した場合の被害想定等を踏まえた防災・減災対策や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の防疫対策など、様々な危機事象に対する備えが求められています。

(2) 地方行政体制のあり方の検討

平成30年7月に国において第32次地方制度調査会が発足し、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）頃から逆算して顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方自治体の協力関係や公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方等についての調査審議が行われています。

また、国の自治体戦略2040構想研究会から出された報告書において、人工知能やロボティクスなどの破壊的技術を使いこなすスマート自治体への転換や都道府県による市町村の補完・支援、核となる都市を中心とした圏域単位での行政等の新たな自治体行政の基本的な考え方が示されたところであり、これらも参考にしながら、人口減少社会における本県の地域の実情を踏まえた圏域単位での行政のあり方の検討も求められています。

(3) 厳しい財政状況

本県では、これまで、四期にわたり、歳入・歳出両面から財政改革に取り組んできましたが、今後も、社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に伴う経費等に多額の財政負担が見込まれることから、引き続き、財政関係2基金の残高確保、県債残高の伸びの抑制等、健全な財政運営を行っていく必要があります。

3 今後の行財政改革の取組

(1) 基本理念

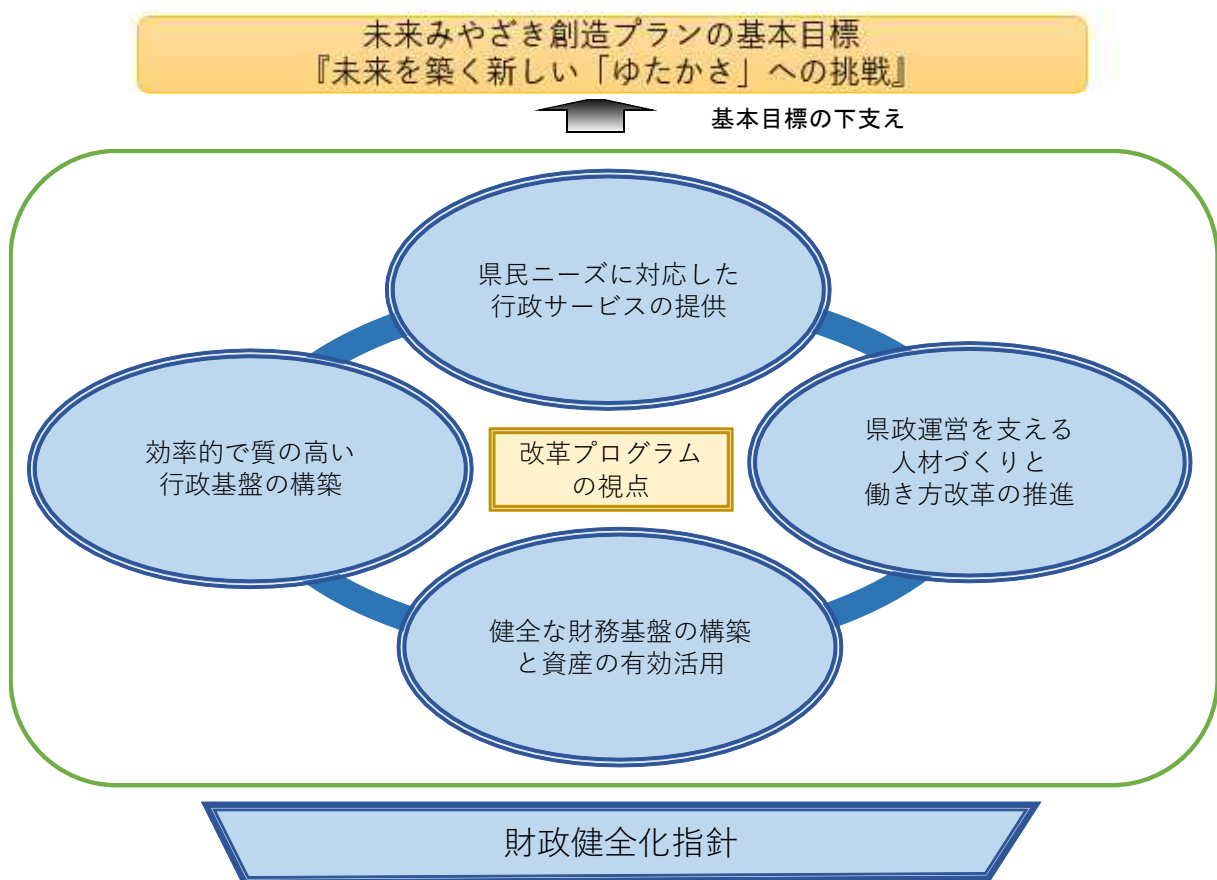
『未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦』を支える
持続可能な行財政基盤の確立

(2) 改革プログラム及び財政健全化指針

前回のプランでは、県総合計画の基本目標の実現を下支えするため、「効率的で質の高い行政基盤の構築」、「県政運営を支える人材づくりと県有財産等の資産の有効活用」、「県民ニーズに即した行政サービスの提供」、「持続可能な財政基盤の確立」の4つの視点から県民本位の行財政改革を推進してきました。

今後の取組においても、こうした基本理念や行財政改革の視点等の大きな方向性は継承しつつ、限られた人員・財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応できる「しなやかな県庁」を目指し、人材やノウハウを最大限活用するための人材づくりに引き続き取り組みます。

また、徹底した事務の見直しやICTの活用等により公務能率の向上を図る「働き方改革」という新たな視点を加えるとともに、「宮崎県財政健全化指針」として財政運営の基本的考え方を定め、県民本位の行財政改革を強力に進めていきます。



4 行財政改革の推進期間

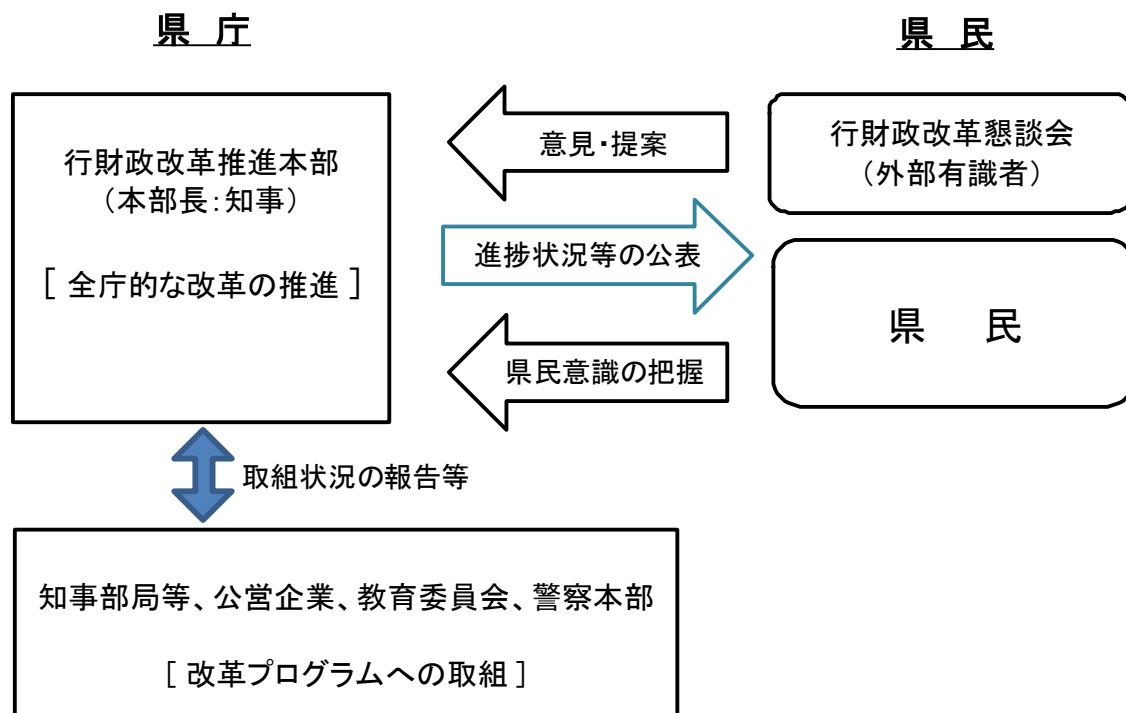
本プランの推進期間は令和元年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までの4年間とします。

5 行財政改革の推進体制

行財政改革の推進に当たっては、県民の理解と協力が不可欠であり、また、改革の進行管理や達成度の検証を行うことが必要です。そこで、具体的な取組について改革の工程表を示すとともに、可能な限り数値目標を設定し、着実な推進を図っていきます。

このため、知事を本部長とする「宮崎県行財政改革推進本部」を中心として、行財政改革を全庁的に推進し、適切な進行管理に努めます。また、行財政改革の進捗状況等を毎年度公表するとともに、外部有識者で構成される「宮崎県行財政改革懇談会」に意見を求めるものとします。

【行財政改革の推進体制等】



第2 改革プログラム

1 効率的で質の高い行政基盤の構築

厳しい財政状況の中、時代の流れとともに変わる県民ニーズに的確に対応するため、これまで築き上げてきた簡素で効率的な組織体制を維持しながら、必要な組織の見直し等を積極的に行います。

また、定員・給与の適正管理や公社等改革の推進等により、行政コストの徹底的な削減を進めるとともに、公正かつ適正で透明性の高い県政運営を進めながら、効率的で質の高い行政基盤の構築を図ります。

(1) 簡素で効率的な行政組織等の整備

① 行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直し

実施方針

今後、ますます複雑化・多様化する行政需要に迅速かつ的確に対応するとともに、県総合計画の推進に向けて、効果的・効率的な施策の展開を図るため、引き続き組織の簡素・効率化に努め、スクラップ・アンド・ビルドを基本とする不断の見直しを進めていきます。

また、令和8年（2026年）の国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に向けた組織体制のあり方について検討します。

さらに、人口減少社会の到来や社会経済情勢の変化に伴い、行政サービスの維持や効率的な提供のあり方も変化していることから、国や市町村等との役割分担を含む、県の組織体制のあり方について検討します。

(見直しの視点)

ア 行政需要等の変化に対応した組織体制の整備

県総合計画に掲げる政策課題や新たな行政需要に柔軟かつ的確に対応した施策の展開が可能となるよう、組織体制の整備に努めます。

また、社会経済情勢の変化等に伴い、行政需要や県の役割が低下しているものについては、組織の廃止・統合、縮小等により簡素合理化を推進します。

イ 関連、類似業務の効率化

関連、類似する業務については、同一組織で一元的・総合的に実施することで効果的・効率的な施策の推進を図ります。

ウ 部局横断的課題への対応

部局横断的な課題に迅速かつ的確に取り組むため、プロジェクトチームや本部会議を積極的に活用するとともに、柔軟かつ機動的な組織体制の整備に努めます。

実施計画**【知事部局】**

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 県総合計画を推進するための組織体制の見直し ・ 産業振興、人財確保を図るための体制整備 ・ 地域における医療・福祉を確保するための体制整備 等	検討・実施			→
2 社会経済情勢の変化等に対応した組織体制の見直し ・ 本庁及び出先機関の組織体制の見直し ・ 市町村への権限移譲に伴う組織のあり方の検討	検討・実施			→
3 総務事務及び会計事務の執行体制の見直し	検討・実施			→
4 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた組織体制の構築	検討・実施			→

【公営企業】

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 企業局が、健全な経営を維持しながら社会情勢や経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応するための組織体制の見直し	検討・実施			→
2 県立病院が、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するための組織体制の見直し	検討・実施			→

【教育委員会】

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 県教育振興基本計画を推進するための組織体制の見直し	検討・実施			→

② 適正な定員管理

実施方針

本県では、これまで事務事業の徹底した見直しや業務のアウトソーシング等を推進するとともに、出先機関を含めた組織の統廃合を進めてきました。

その結果、平成31年4月1日現在の知事部局等の職員数は、平成17年度比448人削減し、3,783人となりました。(下図参照)。

今後も、無駄のない人員体制を構築することはもちろんですが、一方では、社会経済情勢の変化や危機事象への対応、県勢発展に向けた取組等に伴う新たな行政需要に对应していくため、必要な分野に必要な人員を配置していかなければなりません。

また、子育て中の職員が安心して仕事と子育てを両立できる環境を整備するため、育児休業を取得する職員の代替要員の確保等も進める必要があります。

こうした状況を踏まえ、知事部局等においては、今後もスクラップ・アンド・ビルドを基本とし、再任用職員数の推移等を勘案しながら、当面は、現在と同水準の3,800人程度で適正な定員管理に努めていきます。

また、令和8年(2026年)の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本県開催に係る対応のために必要となる人員配置や、会計年度任用職員制度の導入等を考慮した中長期的な定員管理のあり方について検討します。

なお、公立学校教職員や警察官については、法令で定められた定員基準等に基づいた適正な定員管理を行うとともに、企業局や病院局については、公営企業経営の観点から収益を確保するための柔軟な人員配置を行います。



- ・ 知事部局等には人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、宮崎海区漁業調整委員会事務局を含む。

実施計画

実施計画(取組内容)の概要	工程表(実施予定年度)			
	2019	2020	2021	2022
1 適正な定員管理	実施			
2 職員数の公表	実施			
3 中長期的な定員管理のあり方の検討	検討			

数値目標

項目	目標値						
	2017	2018	現況値 (2019)	2020	2021	2022	2023
知事部局等職員数 (人)	3,801	3,793	3,783				約3,800

- ・ 各年度4月1日時点。
- ・ 知事部局等には人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、宮崎海区漁業調整委員会事務局を含む。
- ・ 推進期間中の取組が翌年度の4月1日に反映されることから、最終目標数値は令和5年度(2023年度)としている。

(参考) これまでの総職員数の推移

※各年度4月1日現在(単位:人)

	H17 (A)	H22	H26	H27	H28	H29	H30	R元 実績(B)	H17比増減数 (B-A)
知事部局等	4,231	3,911	3,790	3,808	3,817	3,801	3,793	3,783	▲448 (▲10.6%)
公営企業	1,570	1,405	1,499	1,536	1,562	1,604	1,637	1,678	108
企業局	137	116	116	115	115	116	117	117	▲20
病院局	1,433	1,289	1,383	1,421	1,447	1,488	1,520	1,561	128
教育委員会	10,570	10,073	9,614	9,521	9,465	9,459	9,459	9,509	▲1,061
公立学校教職員	10,121	9,649	9,201	9,110	9,050	9,033	9,037	9,085	▲1,036
事務局	449	424	413	411	415	426	422	424	▲25
警察本部	2,281	2,282	2,320	2,313	2,335	2,349	2,333	2,325	44
警察官	1,964	1,981	2,018	2,009	2,027	2,044	2,032	2,020	56
事務職員等	317	301	302	304	308	305	301	305	▲12
計	18,652	17,671	17,223	17,178	17,179	17,213	17,222	17,295	▲1,357

③ 適正な給与管理**実施方針**

職員の給与については、人事委員会勧告の趣旨や国等との均衡を考慮した適正な管理に努めるとともに、人事行政運営における公正性、透明性を高めるため、毎年度、職員の給与等について公表します。

実施計画

実施計画(取組内容)の概要	工程表(実施予定年度)			
	2019	2020	2021	2022
1 人事委員会勧告及び国等との均衡を考慮した適正な給与管理	実施			
2 給与等の公表	実施			

④ 公営企業の健全経営

[企業局]

実施方針

「宮崎県企業局経営ビジョン」（平成27年3月策定）に基づき、計画的、効率的な事業運営を行い、安定した経営基盤を持続しながら健全経営を維持します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 電気事業 ・ 計画的、効率的な設備投資 ・ 電力の安定供給	実施			
2 工業用水道事業 ・ 計画的、効率的な設備投資 ・ 工業用水の安定供給	実施			
3 地域振興事業 ・ 多様な料金メニューの提供等、幅広い年齢層が気軽に利用できるゴルフ場づくり ・ ゴルフコースの適正な維持管理	実施			

数値目標

項目	目標値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
電気事業 供給電力量（千kWh）	543,328	570,323	457,000 以上			
工業用水道事業 契約水量（m ³ /日）	98,180	98,180	98,000 以上			
地域振興事業 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数（人）	29,840	27,002	31,500 以上			

・ 電気事業については、渡川発電所の更新による供給電力量の低下を見込んで目標値を設定している。

〔病院局〕

実施方針

医療を取り巻く環境が急速に変化する中で、高度・急性期医療を担う県立病院として期待されている役割と機能を十分に果たし、県民に高度で良質な医療を安定的に提供するため、「宮崎県病院事業経営計画2015」（平成27年3月策定）等に基づく取組を行い、安定的で強固な経営基盤の確立を目指します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 高度で良質な医療の安定的な提供及び経営改善の更なる推進	実施			

数値目標

項目	目 標 値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
病院事業全体での 収支均衡（総収支 比率） （%）	100.1	—	100.0 以上			

⑤ 公社等改革の推進

実施方針

公社等改革については、これまでの取組により、大幅な県財政支出総額の削減など、一定の成果を上げてきましたが、公社等は、公益的な目的を持ち、県の施策の補完的な役割を担っており、その経営状況が県財政に大きな影響を及ぼすことから、引き続き、「新宮崎県公社等改革指針」（平成31年4月改訂）に基づき、指針の対象となる公社等の役割や県の関与のあり方を徹底的に見直すとともに、公社等の経営自立化の促進を図ります。

また、特に抜本的な経営改善が求められる公社等については、「特に留意を要する公社等」として重点的に改革を促します。

さらに、公社等の経営状況や県との随意契約の締結状況について、県ホームページ等を活用し、積極的な情報公開に努めるとともに、特に県の出資割合の高い法人等については、「宮崎県の出資法人等への関与事項を定める条例」（平成22年3月制定）に基づき、その経営評価について、県議会に報告します。

なお、指針の対象となっていない県関係団体についても、指針で示した考え方に準じて、必要な指導・助言等を行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 公社等改革指針に沿った統廃合等の検討	検討			
2 公社等への人的・財政的な関与の見直し	実施			
3 点検・評価制度の運用による公社等改革の推進	実施			
4 経営状況や県との随意契約の締結状況の公開	実施			

数値目標

項目	目標値						
	2017	基準値 (2018)	2019	2020	2021	2022	2023
公社等の数(法人)	41	44					40
公社等への県職員派遣数(人)	83	98					85
公社等への県財政支出総額(当初予算額)(億円)	約103	約85					71

- ・平成29年度(2017年度)は、平成27年4月に改訂した「新宮崎県公社等改革指針」の対象公社等の4月1日時点の状況。
- ・基準値(平成30年度(2018年度))以降は、平成31年(2019年)4月に改訂した「新宮崎県公社等改革指針」の対象公社等の各年度4月1日時点の状況。
- ・県財政支出総額には、県から派遣職員への直接支給人件費(見込額)を含めている。

(2) 危機事象への対応

① 危機管理能力の強化

実施方針

現在、「宮崎県危機管理指針」（平成30年4月改正）において、あらゆる危機事象に迅速かつ的確に対応し、被害を最小限にとどめるための基本的な枠組みを定め、県民の安全・安心の確保に努めています。

今後とも、南海トラフ地震や火山活動、台風などの自然災害をはじめ、感染症、家畜伝染病等の発生に適切に対処するため、危機管理推進員を中心とした危機管理研修や関係機関と連携した訓練等を充実・強化し、職員及び組織の危機管理意識・能力の強化を図るとともに、危機事象に係るマニュアルの見直し・充実に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 職員の危機管理意識・能力の向上 ・ 危機管理研修の充実・強化	実施			
2 組織における危機管理能力の強化 ・ 訓練の充実・強化	実施			
3 各課所管の危機事象に係るマニュアルの見直し、充実	実施			

② 業務継続計画（BCP）に基づく「事前の備え」

実施方針

大規模災害や深刻な感染症等が発生するなどの非常時において、県として必要な業務を継続し、あるいはいち早く再開できるよう「業務継続計画（BCP）」に基づく「事前の備え」に取り組みます。

なお、計画内容については、研修や訓練の実施等により職員への周知を図るとともに、毎年度、適切な進行管理や内容の見直し等を行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 業務継続計画（BCP）に基づく「事前の備え」の推進	実施			

「業務継続計画（BCP=Business Continuity Plan）」とは、緊急事態発生時において、県として優先的に取り組むべき業務を、できるだけ中断させず、万が一中断した場合でも早急に復旧するため、必要な資源の用意や対応方針などを定めておく計画のことです。

「事前の備え」とは、大規模災害や深刻な感染症が発生した場合、建物や設備、情報インフラは大丈夫か、死傷者や来庁者への対応をどうするかなど、様々な課題に対応するために「宮崎県業務継続計画（BCP）」に基づき、平常時から必要な準備を整えておくものです。

③ 防災拠点庁舎の整備と活用

実施方針

現在の県庁舎は、一定の耐震性能を有しているものの、大規模災害が発生した場合に防災拠点としての機能を十分に果たし得ないおそれがあることから、県民の生命や財産を守る司令塔として災害応急対策等を円滑に実施するための防災拠点庁舎を令和2年度（2020年度）早期の完成を目標に整備します。

また、防災拠点庁舎の供用開始後は、同庁舎を活用した防災に関する意識啓発に取り組めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 防災拠点庁舎整備に係る建設工事等の実施（平成29年度（2017年度）～令和2年度（2020年度））	建設	移転		
2 防災拠点庁舎を活用した防災に関する意識の啓発		実施		

(3) 信頼性を高める行政運営

① 法令遵守（コンプライアンス）意識の徹底

実施方針

法令等に則った適正な事務執行により、県民の県政への信頼を確実なものにしていくため、全庁的なコンプライアンス推進体制のもと、職員一人ひとりの法令遵守意識の現状や課題を把握しながら、自治学院における研修のほか、各所属のコンプライアンスリーダーによる職場研修や定期的な職場点検を実施します。

また、準公金等の取扱いについては、「宮崎県準公金等取扱規程」（平成22年12月制定）に基づき、各職場における定期的な点検等により管理の徹底を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 自治学院研修及び職場研修の実施	実施			
2 定期的な職場点検の実施	実施			
3 準公金等の点検等による管理の徹底	実施			

② 公益通報制度の運用

実施方針

公益通報制度については、職員が利用しやすくするため、弁護士が管理する外部通報窓口を継続するとともに、「宮崎県職員公益通報制度実施要綱」（平成18年4月制定）に基づき、遅滞なく通報に対応するなど、適切に運用します。

また、各職場におけるコンプライアンス研修などを通して、制度に関する職員の意識向上を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 公益通報制度の適切な運用と職員の意識向上	実施			

③ 内部統制制度の導入と適切な運用

実施方針

地方自治法の改正により、令和2年（2020年）4月1日から、事務の適正かつ効率的な執行を確保する内部統制制度が施行・導入されます。

このため、本県における内部統制の組織的な取組の方向性を定めた「宮崎県の内部統制に関する方針」（平成31年3月策定）に基づき、全庁的な体制を整備します。

また、内部統制制度について職員に十分に周知し、意識醸成を図るとともに、内部統制体制の整備状況及び運用状況については、評価を行い、評価報告書を作成して県民に公表します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 内部統制に関する方針に基づく体制の整備	検討・実施 →			
2 職員に対する制度の周知及び理解を促進する取組	実施			→
3 内部統制制度の適切な運用 ・ 評価及び評価報告書の作成・公表		実施		→

④ 適正な公文書管理

実施方針

文書取扱規程等に則った適正な公文書管理を行うため、職員研修の充実を図るとともに、文書事務に係る自己点検を実施するなど、職員の文書管理意識の向上を図ります。

また、公文書の適正な保管・管理、廃棄を徹底するとともに、歴史的価値のある貴重な文書は適切に選別、収集を行い、文書センターで保存、管理します。

さらに、文書事務の見直しや改善を行い、適正かつ効率的な公文書管理を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 研修や自己点検等の実施による職員の文書管理意識の向上	実施			→
2 文書の適正な保管・管理、廃棄の徹底	実施			→
3 歴史資料文書の適切な選別、収集	実施			→
4 文書事務の効率化	実施			→

⑤ 法務機能の充実

実施方針

法的課題の解決や政策実現を図るため、職員研修の充実により職員の法務能力の向上に努めるとともに、様々な法律相談に対し適切な助言・支援を行うなど政策法務の取組を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 法務に関する職員研修の充実	実施			→
2 政策法務の推進	実施			→

⑥ 適正な会計事務及び物品事務の確保

実施方針

適正な会計事務及び物品事務を確保するため、関係職員への研修や出先機関に対する実地指導検査を実施します。

また、電子調達システムの運用による物品調達の効率的な事務処理を行うとともに、公正性・透明性を確保します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 関係職員への研修の充実及び出先機関に対する実地指導検査	実施			→
2 物品調達における電子調達システムの運用	実施			→

⑦ 監査制度の充実・強化

実施方針

地方自治法の改正により、事務執行の適正を確保するため、監査基準を策定し公表するとともに、監査基準に基づいて適切かつ有効な監査を実施します。

また、内部統制体制の整備及び運用状況を監視する観点から、内部統制評価報告書の審査を行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 監査基準の策定・公表	検討・実施 →			
2 監査基準による監査の実施		実施	→	
3 内部統制評価報告書の審査			実施	→

(4) 県政運営の透明性の確保

① 効果的・効率的な政策の形成・推進

実施方針

県総合計画に掲げる施策について、政策評価を実施し、毎年度、取組状況を検証するとともに、県民に分かりやすく公表します。

なお、評価に当たっては、県民意識調査を実施して、施策の達成状況を判断するための参考とします。

また、検証結果については、次年度以降の取組状況の改善や新たな施策・事業の構築に向けて、活用を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 政策評価の実施 （第2期アクションプラン） （第3期アクションプラン）	実施 →			
	評価方法の見直し →	実施 →		
2 県民意識調査の実施	実施 →			

② 公共事業評価の実施

実施方針

本県の社会資本整備は、未だ十分ではないものの、財政は依然として厳しい状況が続くことから、社会資本の整備にあたっては効果的・効率的な整備や透明性の確保、説明責任の向上が求められています。

このため、公共事業の客観的な評価を行う事前評価等を引き続き実施します。

- ・事前評価：事業を着手する前に事業の妥当性や優先順位などを評価
- ・再評価：事業着手後、一定期間を経過して継続中の事業を評価
- ・事後評価：事業が完了した後に事業効果などを評価

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 公共事業事前評価の実施	実施 →			
2 公共事業再評価の実施	実施 →			
3 公共事業事後評価の実施	実施 →			

③ 情報公開制度の適切な運用

実施方針

「宮崎県情報公開条例」（平成11年12月制定）に基づく情報公開制度については、職員研修等により制度の円滑かつ適切な運用に努めるとともに、口頭による開示決定の通知を実施するなど、県民にとって利用しやすい制度の運用を図ります。

また、条例において、県は情報提供の推進に努めることと規定されている趣旨を踏まえ、県が公表すべき情報や県民ニーズが高いと思われる情報について、全庁的な公表・提供の基準である「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」（平成18年4月制定）に基づき、県政情報の公表・提供の推進に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 情報公開制度の適切な運用 ・ 職員研修の実施等	実施			
2 情報公開請求手続の簡素化 ・ 口頭による開示決定通知等の実施	実施			
3 県政情報の公表・提供の推進 ・ 「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」の適切な運用	実施			

④ 個人情報保護制度の適切な運用

実施方針

個人情報保護の重要性に鑑み、全ての県の機関において、「宮崎県個人情報保護条例」（平成14年10月制定）に基づく個人情報保護制度を運用します。

また、「知事が保有する個人情報の適切な管理に関する指針」（平成20年3月策定）に基づき、保有個人情報の適切な管理に努めるとともに、研修等を通じて職員一人ひとりの意識啓発を図ります。

さらに、特定個人情報保護評価の見直し等により、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の保護の徹底を図ります。

「特定個人情報保護評価」とは、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 全ての県の機関における個人情報保護条例の運用	実施			
2 職員の意識啓発	実施			
3 特定個人情報保護評価の見直し	実施			

⑤ 行政不服審査制度の適切な運用**実施方針**

県民の権利利益の保護と県行政の適正な運営を確保するため、行政不服審査制度の適切な運用を図るとともに、審理業務に携わる職員への研修や、県民等への制度の周知に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 行政不服審査制度の適切な運用	実施			
2 職員研修の実施	実施			
3 県民等への制度周知	実施			

⑥ 建設工事等における入札・契約制度の適切な運用・改善**実施方針**

建設工事等の入札・契約については、職員一人ひとりが「入札・契約綱紀保持マニュアル」（平成20年6月策定）を遵守し、公正・透明で競争性の高い制度の適切かつ正確な運用を確保するとともに、建設工事の品質確保や担い手の中長期的な育成・確保の観点など、社会情勢の変化等に応じて必要な改善を行います。

また、入札参加資格認定における虚偽申請等の不正行為に、厳正かつ適切に対応するため、情報収集や立入検査の強化を図ります。

さらに、県が発注する建設工事等の実施状況について、定期的に学識経験者等で構成する「入札・契約監視委員会」に諮り、入札・契約制度の適切な運用の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 建設工事等における入札・契約制度の適切な運用・改善	検討・実施			→
2 虚偽申請等不正行為に対する対応強化 ・ 「建設業者ホットライン」の活用による法令違反等への情報収集強化 ・ 立入検査マニュアルに基づく厳正な調査の実施	実施			→
3 「入札・契約監視委員会」による調査・審議	実施			→

⑦ 不当な働きかけへの対応**実施方針**

「職務に関する不当な働きかけについての取扱要領」（平成19年4月制定）に基づき、公正な職務の執行を損なうおそれのある“不当な働きかけ”を対象とする記録、公表制度を引き続き適切に運用し、県行政全般における職務の公正性及び公平性の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけの記録・公表	実施			→

⑧ 適正な退職管理と透明性の確保**実施方針**

「職員の退職管理に関する条例」（平成28年3月制定）に基づき、営利企業等へ再就職した元職員からの働きかけを規制し、退職前の職員に対して、制度の周知を図ります。

また、退職時に一定の職位以上の者に係る再就職の状況を公表し、適正な退職管理や透明性の確保を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 営利企業等への再就職者による働きかけの規制	実施			→
2 再就職状況の公表	実施			→

2 県民ニーズに対応した行政サービスの提供

行政サービスに対する県民の満足度を向上させるためには、県民が求めるものを十分に理解し、これに対応し得る良質のサービスを選択し、提供することが必要です。

このため、県民との対話事業の充実により県民ニーズの把握に努めるとともに、県民やNPOなどの地域社会における多様な主体及び国や市町村との連携・協働を進めながら、県民満足度の高い行政サービスの提供に努め、多様性のある社会づくりを実現します。

(1) 県民ニーズの的確な把握と県政への反映

① 戦略的広報活動の推進

実施方針

近年、SNSなど様々なメディアが広がりを見せていますが、広報活動に対する県民の満足度は必ずしも高まっていない現状があり、情報を届ける相手に応じて、各種媒体の特性を見極めながら、効果的に発信していくことが重要です。

このため、マスコミへのパブリシティ活動をはじめ、広報紙や新聞、テレビ・ラジオ、ホームページなどの媒体を活用した広報については、従来にも増して分かりやすく適時・的確な情報発信に努めるとともに、人的なつながりで県内外への拡散が期待されるソーシャルメディアの特性を生かし、効果的な広報に積極的に取り組みます。

また、職員一人ひとりが、広報パーソンとして情報受発信に係る意識・技能の強化に努め、戦略的広報活動を推進します。

「パブリシティ」とは、「公表、発表、周知」という意味で、官公庁や企業などが、情報を報道機関に提供し、記事やニュースとして取り上げてもらうための情報提供活動をいいます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 戦略的広報活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要テーマの重点的発信 ・ 分かりやすく適時・的確な広報 ・ ソーシャルメディアを通じた効果的な広報の促進 ・ 職員の情報受発信力の強化 	実施			→

数値目標

項目	目標値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
県政情報の認知度 (%)	93.4	92.3				100.0
広報活動の満足度 (%)	60.7	60.1				70.0
県広報ソーシャル メディア閲覧件数 (件)	21,382	23,417				32,000

② 県民ニーズの的確な把握と県政への反映**実施方針**

対話と協働による県政運営を推進するためには、県民との良好な双方向コミュニケーションの機会を充実させ、県民の十分な理解・参画を促進するとともに、県民ニーズを的確に把握することが重要です。

このため、知事とのふれあいフォーラムや「県民の声」事業をはじめ、県民からの要望に応じて職員が県政の説明に出向く出前講座、県政の重要施策の実施等にあたり県民の意見を聴くパブリック・コメント、県民意識調査などの取組を通して県民の意見や要望の把握を行うとともに、各部局が連携して、県民からの意見等を施策や計画に反映するように努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 知事とのふれあいフォーラムの開催	実施			
2 出前講座の実施	実施			
3 「県民の声」事業の実施	実施			
4 パブリック・コメントの実施	実施			
5 県民意識調査の実施 【再掲】	実施			

数値目標

項目	目 標 値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
知事とのふれあい フォーラムの開催 回数 (回)	10	11	10	10	10	10

③ 附属機関等の運営の見直し**実施方針**

県民の意見を広く県政に反映させ、会議の公正性・透明性の向上と活性化を図るため、「附属機関等の設置及び運営に関するガイドライン」（令和元年（2019年）6月改訂）に基づき、審議会等における公募委員の比率及び女性委員の比率の向上や、会議の公開（傍聴等）を進めます。

また、役割の減少した審議会等については、廃止・統合も含めた運営改善に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 公募委員及び女性委員の比率の向上	実施			→
2 会議公開（傍聴等）の推進	実施			→
3 廃止・統合を含めた運営改善	検討・実施			→

数値目標

項目	目 標 値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
審議会等における 公募委員の比率 (%)	7.2	7.1			→	10.0
審議会等における 女性委員の比率 (%)	45.6	46.3			→	50.0

(2) 県民サービス・利便性の向上

① 相談窓口・県民利用施設の利便性向上

実施方針

各種相談窓口や県民が利用する施設の利便性の向上を図るため、指定管理者が管理する公の施設を含め、利用日・利用時間の拡大や利用手続の簡素化等を進めるとともに、施設については、利用者の満足度の把握に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 相談窓口・県民利用施設の利便性の向上 ・ 利用日、利用時間の拡大、利用手続の簡素化等の検討、実施 ・ 施設の利用者満足度の把握	実施			

② 行政手続等における利便性向上

実施方針

申請等に係る県民負担の軽減を図るため、処理日数の短縮化や申請・届出書類の削減、申請書等への押印廃止など、行政手続の簡素効率化を図ります。

また、出先機関の長が処理することが適切かつ効率的と考えられる県庁内における事務の委任や、県民の利便性向上や行政の効率化の観点から市町村への権限移譲を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 行政手続の簡素効率化 ・ 処理日数の短縮化 ・ 申請、届出書類の削減等	実施			
2 出先機関の長への事務委任	実施			
3 県民の利便性向上や行政の効率化に資する市町村への権限移譲の推進	実施			

③ 納税者の利便性の向上

実施方針

県税の納付方法については、口座振替に加え、対象税目を拡大したコンビニ納付、自動車税についてはクレジットカード納付ができるよう納税環境を整備しています。

今後、インターネットを活用した自動車税の納税確認や電子納税の導入により、納税者の利便性向上と税務事務処理の効率化を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 インターネットを活用した自動車税納税確認システムの構築による県民の利便性向上	実施			→
2 電子納税の導入 ・ 地方税共通納税システム（共同収納）を利用した法人二税の電子納税の導入 ・ 地方税共同機構の動向を踏まえた対象税目拡充の検討	実施	（順次拡大）		→

「地方税共通納税システム（共同収納）」とは、全地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（e L T A X）を活用して、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とするシステムのことであります。

数値目標

項目	目 標 値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
法人県民税及び法人事業税の電子納税の利用率（%）	未実施		15.0			60.0 →

④ 県民サービス向上運動の推進

実施方針

職員一人ひとりが、公務能率の向上を目的として仕事の質を向上させる工夫や改善等を行うことにより、県民サービスや利便性の向上に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 県民サービス向上運動の推進	実施			→

⑤ ICTを活用した県民サービスの向上

実施方針

より便利で簡単に受けられる行政サービスを提供するため、申請手続のデジタル化の拡大や、相談業務等におけるSNSやAI（人工知能）の活用など、行政サービスにおけるICTの活用を進めます。

「ICT」とは、Information and Communications Technology（情報通信技術）の略で、情報や通信に関連する技術一般の総称です。

「AI」とは、Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のことです。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 電子申請システムの利用拡大 ・ システムの機能強化 ・ 研修の実施による職員への意識啓発	実施			
2 相談業務等におけるSNSやAIの活用	検討・実施			

⑥ マイナンバー制度の活用による手続の利便性向上

実施方針

マイナンバー制度は、行政手続を効率化し、添付書類の削減等による県民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための基盤となるものです。

このため、制度の県民への周知や情報連携に関するシステムの安定運用を図るとともに、法定の事務以外の事務での活用について検討します。

マイナンバー制度における「情報連携」とは、各種手続の際に住民が行政機関等（国、県、市町村等）に提出する書類（課税証明書等）を省略可能とするため、法律に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた情報のやり取りを行うことです。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 マイナンバー制度の周知	実施			→
2 情報連携に関するシステムの安定運用	実施			→
3 法定の事務以外の事務での活用検討	検討・実施			→

⑦ 県民目線に立った行財政改革の推進**実施方針**

県では、毎年度、行財政改革の取組状況を県議会に報告するとともに、県ホームページや県広報紙等で県民に公表しています。

今後も、県民への情報提供を一層進めるとともに、県の行財政改革に対する県民認知度等の把握を行いながら、必要な改善を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 県民目線に立った行財政改革の推進 ・ 分かりやすく積極的な情報提供 ・ 県民認知度等を踏まえた改善	実施			→

数値目標

項目	目 標 値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
県の行財政改革についての認知度 (%)	31.4	28.5			→	100.0
県の行政機関における対応についての満足度 (%)	83.3	83.3			→	90.0

(3) 県民等との連携・協働

① 多様な主体との協働

実施方針

多様化・複雑化する地域課題に迅速かつ的確に対応するには、様々な専門知識やノウハウ等を持った、NPOなどの多様な主体と協働していくことが求められています。

このため、「みやざきNPO・協働支援センター」を拠点として、NPO活動への支援、多様な主体との協働に関する県民向け啓発や行政向け研修を実施します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 協働の重要な担い手であるNPOの活動基盤の充実・強化	実施			→
2 多様な主体による協働の実践・推進	実施			→
3 県民向け啓発及び行政向け研修	実施			→

数値目標

項目	目標値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
県事業における協働事業数(件)	251	373			→	400

② 県民等の社会貢献活動の促進

実施方針

県及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターを拠点として、ボランティアを担う人材育成、広報、啓発等を行い、県民の様々なボランティア活動を促進します。

また、県民や企業などが地域の構成員として主体的に社会貢献活動に参画する社会づくりを推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 県民、企業等のボランティア活動の促進	実施			

数値目標

項目	目 標 値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
ボランティア登録団体数 (団体)	2,009	2,124				2,170

・ 各年度6月1日時点。

③ 県職員の地域活動への参加促進**実施方針**

職員一人ひとりが、地域社会の一員という立場で、災害ボランティア等の各種ボランティア活動をはじめ、自治会・自治公民館・PTA等の行う様々な地域活動に自主的に参加し、地域貢献を進めることは、地域の実情を実感し、より地域の視点・県民の視点に立った職務の遂行を実現するための有効な取組です。

このため、「『職員力』地域貢献推進指針」（平成20年3月策定）等に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する観点からも、地域活動に参加する職員の意欲を高めるための取組の実施やボランティア休暇の利用促進等に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 職員の自主的な地域活動への参加促進 ・ 職員研修を活用した意識啓発や職員情報紙による活動情報の提供等	実施			

④ アウトソーシングの推進

県が実施するよりも、民間等で行う方がより効果的・効率的であると判断される業務について、積極的にアウトソーシングを推進します。

「アウトソーシング」とは、行政サービスの向上や行政コストの縮減等を図ることを目的に、民間など外部の有する資源を県の行政運営に積極的に活用することです。民営化、市町村への権限移譲、民間委託等幅広く定義する場合があります。

ア 業務の外部委託の推進

実施方針

公的サービス部門における民間企業等への業務委託を拡大し、行政サービスの向上やコスト縮減に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 外部委託を行う業務の拡大の検討	検討・実施			

イ 指定管理者制度の活用

実施方針

指定管理者制度を導入している公の施設では、その効果を最大限に高めるため、民間の持つノウハウを十分に引き出すことのできる運用を行うとともに、利用者の視点に立った適切な運営を確保するためのモニタリング（監視・測定・評価）を行い、県民サービスの一層の向上と利用者数の拡大を図ります。

また、制度を導入していない施設についても、法令等の制限があるものを除いて、県民サービスの向上や財政負担の軽減効果、施設の目的等の観点から、導入の可否を検討します。

「公（おおやけ）の施設」とは、地方公共団体が、住民の福祉を増進することを目的として、当該住民の利用に供するために設置した施設のことです。

「指定管理者制度」とは、地方公共団体が、議会の議決を経た上で期間を定めて指定管理者として指定した団体（民間事業者等）に公の施設の管理を行わせる制度で、142施設（平成31年4月1日現在）で導入されています。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 指定管理者制度導入施設におけるモニタリングの実施	実施			
2 県直営の公の施設への制度導入検討	検討・実施			

数値目標

項目	目標値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
指定管理者制度導入施設における利用者数 (人)	3,505,805	3,397,960				3,550,000

ウ PFI手法等の活用**実施方針**

PPP/PFIは、効果的・効率的な施設整備や質の高い公共サービスの提供、さらには民間の事業機会の創出による経済の活性化の観点から、公共施設整備等の重要な手法です。

このため、PPP/PFIの制度面や導入事例に関する情報収集、周知を行うとともに、「宮崎県PPP/PFI手法導入優先的検討規程」(平成30年1月制定)や「宮崎県PFI活用指針」(平成18年3月策定)に基づき、PPP/PFI導入に適した施設の範囲及び事業規模など、PPP/PFI手法の導入可能性のある事業について調査検討を行います。

「PPP (Public Private Partnership)」とは、行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのことで、指定管理やアウトソーシングを含む様々な形態があります。

「PFI (Private Finance Initiative) とは、PPPの種類の1つであり、公共施設的设计、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことにより、効果的かつ効率的な公共サービスの提供を図る手法のことで。

実施計画

実施計画(取組内容)の概要	工程表(実施予定年度)			
	2019	2020	2021	2022
1 PFI制度や導入事例等に関する情報収集	実施			
2 地域PPPプラットフォームの運営(民間、行政を対象とした勉強会等の開催)	実施			
3 PPP/PFI手法の導入可能性事業の調査検討	実施			

⑤ 規制緩和の推進

実施方針

県民の利便性向上や事業活動の活性化を図るため、県民や企業等に対する県条例等に基づく各種の規制について、毎年度、点検、見直しを行い、規制の廃止や緩和、許可期間の延長などを検討します。

また、構造改革特区や地域再生計画の提案について、県内各地域に配置した「特区エキスパート・地域再生伝道師」による調整を行うとともに、規制の特例や地域再生について提案を受け付ける相談会等を実施します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 県条例等に基づく規制の点検・見直し ・ 許可、届出の廃止 ・ 許可基準の緩和 ・ 許可期間の延長 ・ 申請受付期間の延長 等	検討・実施			
2 「特区エキスパート・地域再生伝道師」による調整	実施			
3 規制の特例や地域再生に係る相談会・検討会の開催	実施			

(4) 市町村等との連携

① 市町村や国の機関等との連携

実施方針

市町村は、基礎自治体として住民生活に密接に関わる行政サービスを地域の実情に応じて提供する役割を担い、一方、県は、市町村の区域を越えた広域にわたる行政分野の担い手として、あるいは市町村間の連携促進や調整を行う役割、さらには市町村が担えない部分を補完する役割を担うものとされています。

このため、県では、市町村の自主・自立的な行政運営を支援するため、市町村の規模や体制等を勘案しながら、各自治体の自己責任・自助努力を基本としつつ、市町村に対する各種支援をはじめ、双方の交流、連携、協力関係の強化を進めます。

また、市町村や他県との相互交流による職員派遣のほか、国の機関へも職員を派遣し、職員の能力向上を図る取組を進めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 県と市町村とのパートナーシップの強化 ・ 県と市町村との意見交換の実施	実施			→
2 市町村の自立支援 ・ 自治体行財政運営の適正化支援 ・ 市町村職員の政策立案能力等の向上支援	実施			→
3 市町村等と連携した人材育成 ・ 市町村や他県との相互交流及び国の機関への職員派遣による人材育成の推進 ・ 市町村との合同研修の実施	実施			→

② 市町村間連携の取組支援

実施方針

人口減少社会においても、市町村が行政サービスを持続可能に提供していくためには、県と市町村との連携に加え、市町村間の連携が今後さらに重要になることから、市町村が意見・情報交換できる場を設定するなど、市町村間の連携に取り組む市町村を支援します。

また、市町村の行政情報システムの適正化や共同利用を支援するために、県と市町村が共同利用する広域ネットワーク網（情報ハイウェイ）を再構築するとともに、コスト削減や安全性の向上に必要な情報の提供や助言等の支援を継続的に行います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 市町村間の連携支援	実施			
2 次期情報ハイウェイの構築・運用	実施(構築)		実施(運用)	
3 行政情報システムの調達及び共同利用に関する支援 ・ 調達支援に関する検討会の設置及び共同調達等の実施検討	検討・実施			

③ 圏域連携のあり方の検討**実施方針**

現在、国において、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）頃を見据えた自治体戦略についての議論がなされており、今後の方向性として、個々の市町村が行政のフルセット主義を排し、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持・確保していく必要があると報告されています。

そこで、小規模集落を抱える中山間地域が多くを占め、全国平均よりも早いペースで人口減少が進行している本県においても、国における地方自治体の圏域連携のあり方に関する検討状況を注視しながら、本県での圏域単位での行政のあり方について検討します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 本県における圏域単位での行政のあり方の検討 ・ 県と市町村との意見交換の実施 ・ 圏域連携に取り組む他県等の情報収集	検討			

④ 県から市町村への権限移譲**実施方針**

住民の利便性の向上、住民意向の的確な反映、地域の活性化などの観点から、地域住民に身近な行政については、できる限り地域の実情に通じた市町村で担うことが求められます。

このため、市町村と十分な協議を行い、県民の利便性向上や行政の効率化の観点から権限移譲を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 県民の利便性向上や行政の効率化に資する市町村への権限移譲の推進【再掲】	実施			

3 県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進

限られた人員・財源の中で、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応し、より質の高い行政サービスの維持と提供を継続するため、人材の育成と必要な人員の確保に取り組みます。

また、「働き方改革」を推進することで、意欲のある女性職員や、高齢期の職員、子育て中や介護中の職員などを含む全ての職員が、その能力を最大限に発揮することができる風通しの良い職場環境づくりに取り組み、公務能率の向上と良好なワーク・ライフ・バランスの確保を図ります。

なお、令和2年度（2020年度）までを重点的推進期間としている庁内「働き方改革」の方針について、その取組方針を引き継ぎ、「働き方改革」の確実な実行と定着を進めます。

(1) 県政を担う人材の育成・確保

① 意欲と能力に満ちた人材の育成と活用

実施方針

社会経済情勢が大きく変化する中、限られた人員体制の下で、新たな行政需要や多様化する県民ニーズに的確に応え、効率的かつ円滑な県政運営を進めていくためには、優れた資質を有する意欲的な人材を育成し、その能力を最大限に活用していくことが重要です。

このため、人事評価を通じた意欲向上の促進と適切な評価の実施、人事交流や長期派遣研修、多様な人事ローテーション等により、職員の育成、能力開発に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 人材育成と組織の活性化を図るための人事評価の実施	実施			
2 自己啓発に意欲的な職員の支援	実施			
3 自発的で庁内外横断的な政策研究活動に対する支援	実施			

4 研修機関と人事管理との連携強化による研修内容の充実・見直し	実施				→
5 研修の合同実施など、他県、市町村等と連携した職員の資質向上の推進	実施				→
6 意欲や能力、経験を活かし、職員の育成を図るための他県、市町村等との人事交流及び民間企業等への長期派遣研修の実施	実施				→
7 経験年数や職員の専門性に応じた多様な人事ローテーションの実施	実施				→

② 安定的な人材確保

実施方針

様々な行政課題に的確に対応していくためには、優れた資質を有する意欲的な人材を計画的かつ安定的に確保する必要があることから、10年後、20年後の職員の人員構成や、どのような人材が必要となるかの展望を持ちながら、積極的な採用活動の展開などの人材確保に取り組みます。

また、教育委員会においては、教員の退職者数が増え、採用予定者数の増加が見込まれるため、人間性にあふれ、専門性に優れた人材の確保に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）				
	2019	2020	2021	2022	
1 行政ニーズに応じた任期付や社会人採用等、多様な人材確保策の取組	実施				→
2 大学での就職説明会への参加、県政情報の発信等、積極的な採用活動の展開	実施				→
3 教員採用選考試験の工夫・改善、ガイダンスの開催	実施				→

③ 再任用制度の効果的な運用

実施方針

年金の支給開始年齢の段階的な引上げなどに伴い、今後も再任用職員が増加することが見込まれることから、その知識・経験等を活用した業務処理はもちろん、若手職員の育成や指導による技術の継承を推進し、更なる組織活力の向上を図る必要があります。

また、国における定年引上げの動きなどを踏まえ、今後、高齢期の職員の活用に係る課題について必要な検討を行いながら、制度の効果的な運用や見直しに努めていきます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 再任用職員の専門的知識や経験を積極的に活用できる環境の整備	実施			→
2 国における定年引上げの動きなどを踏まえた制度・運用の見直し	検討・実施			→

④ 会計年度任用職員制度の円滑な導入と効果的な運用

実施方針

地方公務員法等の改正により、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されるとともに、新たに会計年度任用職員制度が創設されました。

多様化する住民ニーズに対応するためには、組織として最適と考える任用・勤務形態による職員構成を実現することにより、効果的・効率的な行政サービスを行っていくことが重要です。

このため、会計年度任用職員として担うべき職務の内容・必要性等について検討を進めるとともに、勤務条件や服務規律等の整備を図るなど、制度の円滑な導入に向けた準備を進めます。

また、人事評価の実施等を通じて意欲の向上と能力の発揮を促すとともに、毎年度必要な見直しを行い、制度の効果的な運用に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 会計年度任用職員制度の円滑な導入	検討・実施			
2 会計年度任用職員制度の効果的な運用		実施		→

(2) 女性職員が活躍できる職場環境の整備

① 意欲と能力のある女性職員の育成・登用の推進

実施方針

県政運営を支える基礎となる職員の資質向上を図るには、性別にかかわらず、その能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境と、実践的な職員の育成の場が必要です。

このため、意欲を持って仕事に取り組んでいる女性職員においても、男性職員と同様にその能力を最大限発揮できるように能力向上のための支援を行うとともに、登用につながるような職域の拡大や、多様な経験を積むことができるジョブローテーションを実施し、女性の登用に努めます。

また、公立学校においては、指導的役割を果たす女性教職員がリーダーシップを十分に発揮できる環境を整えるための業務の見直し及び組織的な業務遂行体制の構築に努め、教務主任を中心とした主要なポスト職への女性の積極的な登用を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 女性が働きやすい職場環境づくりや意欲のある女性職員の資質向上に向けた支援策の検討・実施	検討・実施			→
2 意欲のある女性職員が能力を最大限発揮できる職域の拡大及び登用	実施			→

数値目標

項目	目標値					
	2018	現況値 (2019)	2020	2021	2022	2023
知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合 (%)	12.7	14.1			→	17.0
教職員の教頭以上及び主要なポスト職(※)に占める女性の割合 (%)	24.6	23.8			→	27.0

・ 各年度4月1日時点。

※ 主要なポスト職・・・教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事

② 安心して妊娠・出産ができる職場環境の整備

実施方針

妊娠・出産に関する各種制度の周知の徹底や、妊娠中の職員の健康や安全に配慮した業務分担の見直しなど、妊娠・出産を希望する職員又は妊娠中の職員が、安心して妊娠・出産ができる職場環境の整備に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 妊娠・出産に関する各種制度の周知	実施			→
2 妊娠中の職員の健康や安全に配慮した職場環境の整備 ・健康に配慮した業務分担の見直し ・超過勤務命令の際の体調等への十分な配慮	実施			→

(3) 職員の意識改革と働きやすい職場づくり

① 職員間のコミュニケーションが活発な風通しの良い職場環境づくり

実施方針

職場における様々な課題に柔軟かつ迅速に対応するため、所属や職員間でコミュニケーションが活発な風通しの良い職場環境づくりを進めます。

また、「ハラスメントの防止等に関する要綱」（平成30年12月制定）の周知徹底を図るとともに、職場研修や職場点検の実施により、職員一人ひとりがお互いの人格を尊重し合う、ハラスメントのない働きやすい職場づくりを推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 職員間のコミュニケーションが活発な職場環境づくりの推進 ・ 部長メッセージの発信を含めた部局内の意見交換の活性化 ・ 各所属での始業時のミーティングの実施 ・ 各地区、各部局、各所属でのレクリエーションの実施 等	実施			→
2 ハラスメントのない働きやすい職場づくりの推進 ・ ハラスメントの防止等に関する要綱や例示集の周知による職員の意識醸成 ・ 全職員を対象とする職場環境点検の実施	実施			→

② 働きやすい執務環境の整備

実施方針

執務室のレイアウト変更や備品・書類の整理等により環境を改善し、障がいのある職員や高齢期の職員を含む誰もが働きやすい、安全で快適な執務環境整備に努めます。

これらの取組により、業務の効率化や職員間のコミュニケーションの活性化を図るとともに、安全衛生の徹底とバリアフリーに配慮した庁舎づくりを推進します。

特に、防災拠点庁舎整備に伴う部局再配置に当たっては、所属間の連携を考慮した配置を行うとともに、新たに更衣室・ロッカースペースを確保するなど、執務環境の改善に努めます。

また、夏季の執務室の温熱環境に影響を与える放熱を伴う蛍光灯について、低発熱性・低消費電力の特徴を持つLED照明へ交換することにより、執務環境の改善と省エネルギーの推進に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 執務室のレイアウト変更等による執務環境の改善 ・ 安全性に配慮した書庫等の配置見直し ・ 文書の整理と併せた十分な執務空間の確保 ・ 段差解消や車椅子通路の確保等バリアフリーに配慮した庁舎づくり	検討・実施			
2 部局再配置に伴う執務環境の改善	計画策定	改修・移転		
3 執務室照明のLEDへの交換	計画策定	設計・整備		

③ ワーク・ライフ・バランスの推進**実施方針**

職員のワーク・ライフ・バランスの推進は、本県が進める「働き方改革」の大きな方針の一つです。

このため、職員が意欲的に業務に取り組むとともに、子育てや介護、地域活動など仕事外の生活が充実することで、職務に対する達成感や満足感が高まり、多様な生き方を選択・実現できるような職場環境の整備を進めます。

また、公立学校における教育の質の向上と児童生徒の教育の充実を図るため、教職員のワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康で誇りとやりがいを持って能力を発揮できる環境を整備します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組の実施による職場環境の整備 ・ ワーク・ライフ・バランスについての研修の実施等による職員の意識改革 ・ 人事評価における業務目標の設定 ・ 退庁時間表示カード等による勤務時間の「見える化」 ・ サテライトオフィスの利用促進 等	実施			
2 「学校における働き方改革推進プラン」の取組推進（教育委員会）	実施			

数値目標

項目	目 標 値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
職員のワーク・ライフ・バランスの実現度 (%) (知事部局)	45.1	55.4	→	70.0 以上	→	70.0 以上
庁内の働き方や仕事の進め方に対する満足度 (%) (知事部局)	55.2	48.6	→	70.0 以上	→	70.0 以上

④ 仕事と子育て・介護が両立できる環境整備**実施方針**

子育てを行う職員が、性別にかかわらず仕事と子育てを両立しながら、その能力を最大限に発揮できるよう、安心して育児休業等の制度が利用できる職場環境づくりに努めるとともに、子育て支援策を検討・実施するための推進体制を充実させ、支援策の実施や、職員への周知、活用の推進を図ります。

また、介護を行う職員が仕事と介護を両立しながら安心して介護に関する休暇制度等を利用できるようにするため、職員への制度の周知を図るとともに、担当制の活用等による円滑な業務執行体制の確保などに努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 育児休業や勤務時間制限等の子育てに関する各種制度の周知	実施			→
2 育児休業中の職員が在籍する職場における、担当制の活用や代替職員の配置等による円滑な業務執行体制の確保	実施			→
3 育児休業取得者の円滑な職場復帰支援	実施			→
4 仕事と子育ての両立支援策の充実	実施			→
5 介護休暇や勤務時間制限等の介護に関する各種制度の周知	実施			→
6 介護に関する制度を利用する職員が在籍する職場における、担当制の活用等による円滑な業務執行体制の確保	実施			→

7 院内保育の充実など医療スタッフが働きやすい環境整備（病院局）	実施				

数値目標

項目	目標値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
男性職員の育児休業取得率（%） （知事部局）	8.5	9.8				15.0

⑤ 職員の健康管理

実施方針

職員の心と身体 の健康増進を図り、快適な職場環境の形成を促進することは、非常に重要な課題であることから、身体 の健康管理対策として、定期健康診断の実施や特定健康診査、特定保健指導による生活習慣病の予防、人間ドック・各種がん検診による悪性新生物の早期発見等に取り組みます。

また、メンタルヘルス対策として、管理監督者や一般職員への研修を実施し、各地区にこころの健康相談専門員を配置するなど相談しやすい体制を整備します。

さらに、ストレスチェックを実施し、職員のストレスへの気づきを促し、集団分析結果を活かした職場環境改善に取り組むなど、「心の病」の未然防止・早期治療に努めるとともに、「心の病」で休暇や休職中の職員に対しては、職場復帰支援や再発防止などの対策を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 安全衛生管理体制の充実 ・長時間勤務職員に対する健康管理対策の充実 等	実施			
2 からだの健康管理対策の実施 ・各種健康診断及び保健指導 ・人間ドック、各種がん検診及び歯科健診 等	実施			
3 メンタルヘルス対策の実施 ・メンタルヘルス研修の実施 ・ストレスチェックの実施 ・こころの健康相談体制の充実	実施			

⑥ 職員提案「提案・かえるのたまご」の実施

実施方針

職員は、前例や先入観、従来の枠組みにとらわれず、新しい発想や手法によって県政の各種課題に率先して挑戦する意欲と姿勢を持つことが重要です。

このため、職員一人ひとりに、行財政改革の担い手として県庁を変えるという意識を醸成するとともに、課題の解決や県民サービスの向上等に関する職員のアイデアを幅広く引き出すため、職員提案「提案・かえるのたまご」を実施します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 職員提案「提案・かえるのたまご」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事プレゼンテーション審査、知事表彰の実施及び提案実現の検討 ・ 新たな提案制度の検討 	実施			→

(4) 公務能率の向上

① 共通事務の簡素・効率化

実施方針

公務能率の向上については、「最少の経費で最大の効果」を挙げることが求められており、本県が進める「働き方改革」の大きな方針の一つです。

このため、これまでの能率向上の取組の検証や見直しをはじめ、国や他の自治体の先進的事例の導入や、ICTの利活用等による効率的な業務のあり方を検討し、業務上の課題の改善による事務の簡素・効率化を推進します。

中でも、総務事務や財務会計事務など、職員の多くが携わる共通事務については、全庁に与える影響が大きいことから、集中して簡素・効率化に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 総務事務の効率化 ・ 旅費事務の簡素化 ・ 旅費システムの機能改善 ・ 給与事務の簡素化 等	検討・実施			
	働き方改革重点的推進期間			
2 財務会計事務の効率化 ・ 会計事務ヘルプデスクの設置 ・ 会計事務の簡素化 ・ 財務会計システムの機能改善 等	検討・実施			
	働き方改革重点的推進期間			
3 物品管理調達事務の効率化 ・ 電子調達システムの機能改善及び利用拡大 ・ 公用車リースの導入 等	検討・実施			
	働き方改革重点的推進期間			
4 文書事務の効率化 【再掲】 ・ 文書保存ルール徹底・適正な廃棄の促進 ・ 電子ファイルの保存・廃棄のルール設定 等	検討・実施			
	働き方改革重点的推進期間			

② 個別事務の簡素・効率化や廃止

実施方針

職員一人ひとりが常にコスト意識を念頭に置きながら、必要性が低下した事務処理の廃止や簡素・効率化に取り組み、効果的な取組事例について庁内で周知・共有を図るなど、共通事務の簡素・効率化と併せて、全庁挙げて事務処理における「ムダ」を徹底的に取り除きます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 事務処理の廃止、簡素・効率化 <ul style="list-style-type: none"> 必要性が低下した事務処理の廃止 会議の効率化（基本ルールの徹底） 調査・照会の標準ルールの設定 等 	検討・実施			
	働き方改革重点的推進期間			

③ 次世代ICTを活用した業務改革**実施方針**

RPAやAI等のICTを活用して業務の自動化・効率化を図り、職員が行う業務を単純作業から企画・立案等への付加価値の高い業務へシフトさせるため、定型化した事務作業のRPA導入やOCRによる紙媒体のデジタル化を推進します。

また、テレビ会議システムの利便性を向上させ、更なる利用拡大を図ります。

「RPA」とは、Robotic Process Automationの略で、ソフトウェア・ロボットによる業務の自動化や効率化のことで、職員が行う業務の処理手順を登録することにより、様々なソフトウェアやアプリケーションの操作を自動で進めることができます。

「OCR」とは、Optical Character Recognition（光学的文字認識）の略で、手書きや印刷された文字を、スキャナーやデジタルカメラで読み取り、コンピューターが利用できるデジタルの文字コードに変換する技術です。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 RPAやOCR等の次世代ICTの導入推進 <ul style="list-style-type: none"> 導入事例等の情報収集と類似業務への活用の検討 	検討・実施			
	働き方改革重点的推進期間			
2 AIを活用した業務改善の検討 <ul style="list-style-type: none"> 導入事例等の情報収集と類似業務への活用の検討 AI-OCRの導入の検討 	検討			
3 テレビ会議システムの利用拡大 <ul style="list-style-type: none"> システムの利便性向上による利用拡大 会議開催の基本ルールに基づくテレビ会議の活用 	実施			
	働き方改革重点的推進期間			
4 様々なICTを活用した業務の効率化の推進 <ul style="list-style-type: none"> 会議でのタブレット使用による省資源化等 	検討・実施			
	働き方改革重点的推進期間			

4 健全な財務基盤の構築と資産の有効活用

この改革プログラムにおいては、コストの縮減や税収確保、県が保有する資産の活用促進など、職員・組織の具体的な取組を定めて着実に実行し、健全な財務基盤の構築と資産の有効活用を図ります。

(1) 自主財源の確保とコスト縮減

① 行政情報システムの全体最適化によるコスト縮減

実施方針

行政情報システムのコスト縮減を図るために、サーバ統合基盤システムによる物理サーバの集約を進めるとともに、パソコン単体で稼働するシステムについても、安全性・利便性の観点から仮想デスクトップ技術等によりサーバ統合基盤システムへの移行を推進します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 サーバ統合基盤への移行 （仮想化技術によるサーバ基盤の統合）	実施			

数値目標

項目	目 標 値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
サーバ統合基盤を利用するシステムの割合 (%)	71.1	80.5	85.0	90.0	95.0	100.0

② 省エネ・省資源の徹底

実施方針

県庁は、地方公共団体として、また大規模な消費者・事業者としての立場から、事務事業における環境負荷の低減に率先して努めることが求められています。

このため、全職員を対象とした研修等を実施し、電気、燃料の削減など省エネ・省資源活動に積極的に取り組みます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 省エネ・省資源の徹底	実施			

数値目標

項目	目標値					
	現況値 (2017)	2018	2019	2020	2021	2022
県庁の温室効果ガス排出量 (t-CO2)	52,515					50,609

③ 個人県民税の確保

実施方針

貴重な自主財源である県税収入の確保は喫緊の課題であり、中でも個人県民税は、平成29年度には県税収入の約3割を占める一方、収入未済額の約7割を占めるなど、その対策に積極的に取り組む必要があります。

個人県民税の賦課徴収は市町村が実施することから、今後も併任人事交流などの取組を行い、市町村との更なる連携強化を図ります。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 併任人事交流の実施	実施			
2 地方税法第48条に基づく直接徴収	実施			
3 給与所得者の特別徴収の適正な実施に向けた方策の推進	実施			

数値目標

項目	目 標 値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
個人県民税(均等割・所得割)滞納繰越調定額の割合(※)(%)	3.7	3.1				2.5

※ 滞納繰越調定額の割合・・・滞納繰越調定額／（現年課税額＋滞納繰越調定額）

④ 自動車税納期内納付率の向上**実施方針**

自動車税は最も身近な県税で、近年はコンビニエンスストアやクレジットカードを利用した納付など利便性が向上し、納期内納付率は年々上昇しています（平成30年度時点）が、今後も県民一人ひとりの納税意識を高め、納期内納付をより一層推進することが求められています。

このため、各種媒体を有効に活用した広報を行うとともに、市町村や自動車関連の民間企業などと連携し、県内において広域かつ長期的に啓発活動を行うことで、県民の自主納税意識の醸成を図り、納期内納付率の更なる向上に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 各種媒体を活用した広報活動の強化 (テレビ、ラジオ、SNS等)	実施			
2 市町村と連携した啓発活動の実施	実施			
3 民間企業と連携・協力した啓発 キャンペーンの実施	検討・実施			

数値目標

項目	目 標 値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
自動車税納期内納付率(%) (件数ベース)	77.8	79.1				83.6

⑤ 税外債権滞納対策の強化

実施方針

県が有する税外債権（貸付金、負担金、使用料等）の滞納について、公平性及び歳入確保などの観点から、債権管理に関する研修会の開催や徴収マニュアルの整備などの徴収対策強化に取り組むとともに、全庁的な徴収強化体制の整備について検討します。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 税外債権管理研修の実施	検討・実施			
2 税外債権管理・徴収マニュアルの整備	検討・実施			

(2) 県有財産等の資産の有効活用

① 公共施設等の総合的かつ計画的な管理

実施方針

老朽化が進む公共施設等について、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を図るため、「宮崎県公共施設等総合管理計画」（平成28年9月策定）に基づき、施設配置・総量の最適化や施設の老朽化対策を推進するとともに、令和2年度（2020年度）までに施設ごとの具体的な取組を示す「個別施設計画」を策定します。

これにより、公共施設等の計画的・効果的な保全業務に取り組むとともに、ファシリティマネジメントの推進に努めます。

「ファシリティマネジメント」とは、所有する土地、施設等の資産を最適な状態で保有し、最少のコストで最大の効果が発揮できるよう戦略的に運営していくための総合的な管理手法のことです。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 公共施設等総合管理計画の推進	実施		改訂・実施	実施
2 個別施設計画の策定	検討・実施			
3 建物における計画的・効果的な保全業務及びファシリティマネジメントの推進	検討・実施			
4 インフラ施設における個別施設計画に基づく計画的・効果的な保全業務の推進	検討・実施			

② 県有財産の売却・貸付け等の推進

実施方針

未利用財産の売却を推進するため、売却物件に関する情報を積極的にPRしながら、入札を継続的に実施するとともに、宅建業者による媒介制度やインターネット公有財産売却システムの利用など民間のノウハウを活用します。

また、売却が困難な物件や庁舎等の空きスペースの貸付けを推進するとともに、県有施設等へのネーミングライツの活用を検討します。

さらに、令和2年度（2020年度）早期の完成を目標としている防災拠点庁舎について、民間広告の掲出など利活用の検討を行います。

「ネーミングライツ」とは、県有施設等に企業名や商品名などを冠した「愛称」を付ける権利です。ネーミングライツを取得した企業（スポンサー企業）は、県にその対価（ネーミングライツ料）を支払います。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 未利用財産の売却	実施			
2 売却が困難な物件や庁舎等の空きスペースの貸付け	実施			
3 県有施設等へのネーミングライツの活用	検討・実施			
4 防災拠点庁舎における民間広告の掲出など利活用の実施	検討	検討・実施		

数値目標

項目	目標値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
不動産売却収入 (百万円)	315	468	150	150	150	150

③ オープンデータの取組推進

実施方針

県内の企業やNPO等におけるデータ利活用を促進し、地域経済の活性化、新ビジネスの創出、官民協働による新たな公共サービスの実現のため、県と市町村が保有する様々なデータのオープンデータ化を図るとともに、「ひなたGIS」への掲載データの充実を推進します。

「ひなたGIS」とは、本県が独自に開発し、公開している地理情報システムです。利用者が簡単な操作で、オープンデータや各種統計資料等の様々なデータを自由に地図上に重ね合わせることができます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 職員向けオープンデータ化支援 ・ 研修会開催及びデータ公開に係る技術支援	実施			
2 ひなたGISへのデータ掲載	実施			

数値目標

項目	目標値					
	2017	現況値 (2018)	2019	2020	2021	2022
ひなたGISへの新規掲載データ数（累計）	未実施	8	16	24	32	40

④ 産業振興に資する知的財産権の取得と活用促進**実施方針**

県内産業の潜在力を発揮し、競争力を強化するため、社会ニーズに対応した質の高い新技術や新品種等の研究開発を進めるとともに、技術流出や模倣による利益損失を防止するため、これらの新技術等について知的財産権の取得に取り組みます。

また、これらの権利化した知的財産について、技術移転や普及実用化を進め、積極的な活用を促進することにより、県内産業の振興に努めます。

実施計画

実施計画（取組内容）の概要	工程表（実施予定年度）			
	2019	2020	2021	2022
1 社会ニーズに対応した新技術・新品種等の研究開発	実施			
2 保護すべき新技術等に係る知的財産権の取得	実施(随時)			
3 権利化した知的財産の活用促進	実施			

第3 財政健全化指針

1 基本的な考え方

本県においては、平成16年度から四期（15年間）にわたり歳入・歳出両面から財政改革に取り組んできました。

その結果、当初予算における収支不足額の圧縮や普通交付税の代替財源である臨時財政対策債を除く県債残高の抑制など一定の成果を挙げてきたところではありますが、今後、社会保障関係費に加え、防災・減災対策や公共施設の老朽化対策、国民スポーツ大会等開催に伴う経費などに多額の財政負担が見込まれます。

また、国は、財政健全化を進めるにあたり、地方にも一体となった取組を求めており、自主財源が乏しく、歳入の多くを地方交付税や国庫支出金に依存する本県は、引き続き健全な財政運営を行っていく必要があります。

このため、歳入・歳出それぞれに財政健全化に向けた基本的指針を定めます。

なお、本指針に基づく具体的な取組については、国の予算編成や制度改正、県政の直面する課題や今後必要な財政負担等に適確に対応するため、毎年度発出する当初予算編成に係る方針等において示すこととします。

2 財政健全化指針

(1) 歳入

① 県税

適正な課税、徴収率の向上及び滞納縮減に努め、積極的な税収確保に取り組むとともに、産業振興を始めとする地方創生の取組等による税源の涵養を通じて、中・長期的な税収の増加を図ります。また、国に対して、偏在性の小さな地方税体系の構築について要望していきます。

② 地方交付税

財源調整機能・財源保障機能の充実・強化のために、法定率の引上げ等による総額の確保をあらゆる機会を通じて、国へ強く求めていきます。また、本県をはじめとする財政基盤が脆弱な地方の実情に応じた算定が行われるよう要望していきます。

③ 県債

金融情勢の先行きが不透明な中、今後多額の財政負担が見込まれることから、交付税措置のある有利な県債の活用や世代間の負担の公平性に配慮した適切な償還期間の設定により、後年度の公債費負担の低減化・平準化を図ります。さらに、調達手段の多様化、調達コストの適正化等にも積極的に取り組みます。

④ その他

財産収入やネーミングライツ収入等の積極的な確保に努めるとともに、新たな歳入確保策についても検討を進めます。また、特定目的基金については、基金の設置目的、設置期間を踏まえ、適正かつ計画的に活用します。さらに、税外収入の未収金についても、整理計画等を策定し、積極的な回収を図ります。

(2) 歳出

① 人件費

適正な定員管理・給与管理を行い、総人件費の伸びを抑制します。また、事業量の増大等については、事務の簡素合理化や民間委託、職員の適正配置等により対応します。

② 投資的経費

ア 公共事業

公共事業については、地域経済への影響を勘案しつつ、緊急性や費用対効果、各インフラ施設の長寿命化計画等を踏まえ、コスト縮減を図ります。また、国の予算編成の動向等を注視し、国庫補助制度や有利な県債を積極的に活用します。

イ 防災・減災対策

南海トラフ地震をはじめ大規模自然災害の発生による甚大な被害が想定されることから、「宮崎県国土強靱化地域計画」に基づき、県民の人命・財産の保護を最大限図るための施策に重点的に取り組みます。

ウ 公共施設老朽化対策

公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づくエリアマネジメントにより、施設の最適な配置や有効活用、総量の最適化を図ります。また、長寿命化を推進し、将来の財政負担の低減化・平準化を図ります。

エ 施設整備

新たな施設整備については、県民にとって必要性が特に高く、緊急性のあるものに限り実施するとともに、宮崎県PPP/PFI手法導入優先的検討規程（平成30年1月施行）に基づき、整備後の維持管理・運営も含めた民間活力の活用についても検討します。

③ 社会保障関係費

県民の健康維持・増進を図る取組を積極的に推進し、医療や介護に要する経費の適正化等を通じて、年々増高する社会保障関係費の伸びの抑制に努めます。また、地方財政計画への適切な反映及び地方負担への財政措置等を国に対して要望していきます。

④ 大規模大会等開催経費

本県において開催される大規模大会等の開催経費については、市町村や関係団体等との役割分担を明確にした上で適切な経費負担となるよう努めるとともに、地方負担への財政措置等を国に対して要望していきます。

(3) その他**① 事務事業の見直し**

毎年度、全ての事務事業について、ゼロベースで徹底した見直しを行い、既に事業目的を概ね達成しているものや、事業効果、必要性、緊急性が低下しているもの等については、原則廃止とします。また、見直しによって得られた財源を、県政運営上の重要施策に振り向けるなど、引き続き施策と財源の「選択と集中」を進めていきます。

② 執行段階での経費節約

行政運営上、最低限必要となる旅費や需用費、役務費等について、適正な予算額となるよう常に精査するとともに、執行段階での経費節約を徹底します。

3 財政健全化に係る目標

指針を遵守することにより、更なる財政健全化を進め、以下の目標達成を目指します。

(1) 財政関係2基金の残高確保

当初予算における収支不足及び突発的な危機事象の発生等に対応するため、財政関係2基金（財政調整基金、県債管理基金）の残高について、現行と同水準を確保します。

(2) 県債残高の抑制

将来世代へ過度な負担を残さないため、県債残高（元利償還金の全額に対して交付税措置のある臨時財政対策債を除く）について、これまでの水準を大きく上回ることはないよう抑制します。

(3) 健全化判断比率の維持

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）について早期健全化基準等を上回ることがないように適正な数値を引き続き維持していきます。

4 財政見通しの公表

多額の財政負担が見込まれる事業の実施にあたり、今後10年間の長期的な財政見直しを作成し、県民に分かりやすく公表します。また、国の制度改正や本県の予算編成の状況を踏まえ、毎年度財政見直しを更新します。

参 考 资 料

「みやざき行財政改革プラン（第三期）」の数値目標一覧

数値目標の名称	現況値	目標	頁
	平成30年度 (2018年度)	令和4年度 (2022年度)	
1 知事部局等職員数	2019.4.1 3,783人	2023.4.1 約3,800人	9
2 供給電力量（電気事業）	570,323千kWh	457,000千kWh 以上	10
3 契約水量（工業用水道事業）	98,180m ³ /日	98,000m ³ /日 以上	
4 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数 （地域振興事業）	27,002人	31,500人以上	
5 病院事業全体での収支均衡（総収支比率）	2017年度 100.1%	100.0%以上	11
6 公社等の数	2018.4.1 44法人	2023.4.1 40法人	12
7 公社等への県職員派遣数	2018.4.1 98人	2023.4.1 85人	
8 公社等への県財政支出総額（当初予算額）	2018.4.1 約85億円	2023.4.1 約71億円	
9 県政情報の認知度	92.3%	100.0%	25
10 広報活動の満足度	60.1%	70.0%	
11 県広報ソーシャルメディア閲覧件数	23,417件	32,000件	
12 知事とのふれあいフォーラムの開催回数	11回	10回	26
13 審議会等における公募委員の比率	7.1%	10.0%	26
14 審議会等における女性委員の比率	46.3%	50.0%	
15 法人県民税及び法人事業税の電子納税の利用率	未実施	60.0%	28
16 県の行財政改革についての認知度	28.5%	100.0%	30
17 県の行政機関における対応についての満足度	83.3%	90.0%	
18 県事業における協働事業数	373件	400件	31
19 ボランティア登録団体数	2,124団体	2,170団体	32
20 指定管理者制度導入施設における利用者数	3,397,960人	3,550,000人	34
21 知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合	2019.4.1 14.1%	2023.4.1 17.0%	42
22 教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合	2019.4.1 23.8%	2023.4.1 27.0%	
23 職員のワーク・ライフ・バランスの実現度 （知事部局）	55.4%	70.0% 以上	46
24 庁内の働き方や仕事の進め方に対する満足度 （知事部局）	48.6%	70.0% 以上	
25 男性職員の育児休業取得率（知事部局）	9.8%	15.0%	47
26 サーバ統合基盤を利用するシステムの割合	80.5%	100.0%	51
27 県庁の温室効果ガス排出量	2017年度 52,515 t-CO2	50,609 t-CO2	52
28 個人県民税（均等割・所得割）滞納繰越調定額の割合	3.1%	2.5%	53
29 自動車税納期内納付率（件数ベース）	79.1%	83.6%	53
30 不動産売払収入	468百万円	150百万円	56
31 ひなたGISへの新規掲載データ数（累計）	8件	40件	57

数値目標の解説

ページ	数値目標の項目名		
		目標項目の説明	
		目標値の考え方	
9	○知事部局等職員数	<p>各年度の4月1日時点における知事部局等（知事部局、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会、宮崎海区漁業調整委員会事務局）の職員数。</p> <p>令和5年（2023年）4月1日現在において、平成31年4月1日と同水準の3,800人程度で定員管理を行う。</p>	
10	○供給電力量（電気事業）	<p>k Wは電力を表す単位であり、機器の能力を示す（仕事率）。1 k Wの装置が1時間に発生するエネルギーを1 k W h（キロワット時）と表示し、電力量を表す単位として使用する。</p> <p>降水量等の自然条件に大きく左右されるが、安定的な電力の供給に努めるものとし、発電所の更新による供給量の低下も見込み、年間457,000千k W h以上を目標とする。</p>	
10	○契約水量（工業用水道事業）	<p>工業用水の利用者が公営企業管理者と契約（覚書）を結んだ水量。</p> <p>企業の進出・撤退など景気状況に左右されるが、契約水量の維持確保に努めるものとし、1日当たり98,000m³以上を目標とする。</p>	
10	○一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設利用者数（地域振興事業）	<p>地域振興事業で運営している一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の年間利用者数。</p> <p>利用者数の維持確保に努めることとし、毎年度利用者数31,500人以上を目標とする。</p>	
11	○病院事業全体での収支均衡（総収支比率）	<p>病院事業の総収益を総費用で割った数値。</p> <p>県立3病院を合わせた病院事業全体での収支均衡（総収支比率100%以上）を維持することを目標とする。</p>	
12	○公社等の数	<p>「新宮崎県公社等改革指針」（平成31年4月改訂）において、改革の対象としている公社等の数。</p> <p>平成30年4月1日時点の公社等の数を基準として、令和5年（2023年）4月1日時点において4法人の削減を目標とする。</p>	

ページ	数値目標の項目名
	目標項目の説明
	目標値の考え方
1 2	○公社等への県職員派遣数 公社等改革指針において改革の対象としている公社等の常勤役員、職員への県職員派遣数。 平成30年4月1日時点の公社等への県職員派遣数を基準として、令和5年(2023年)4月1日時点において13人の削減を目標とする。
1 2	○公社等への県財政支出総額（当初予算額） 公社等改革指針において改革の対象としている公社等への県財政支出総額（当初予算額）であり、県から派遣職員への直接支給人件費（見込額）も含めている。 平成30年度の公社等への県財政支出総額を基準として、令和5年度(2023年度)において約14億円の削減を目標とする。
2 5	○県政情報の認知度 県が発信している県政情報の県民の認知度（県民意識調査の結果）。 平成30年度の調査結果が92.3%であることから、一層の広報により令和4年度（2022年度）に100%とすることを目標とする。
2 5	○広報活動の満足度 県の広報活動により求められる県政情報を得られているとする県民の満足度（県民意識調査の結果）。 平成30年度の調査結果が60.1%であることから、一層の効果的な広報により令和4年度（2022年度）に70%とすることを目標とする。
2 5	○県広報ソーシャルメディア閲覧件数 県広報のソーシャルメディア媒体を登録閲覧している件数。 平成30年度の調査結果が23,417件であることから、一層の効果的な広報により毎年度2,000件以上の増加により令和4年度（2022年度）に32,000件とすることを目標とする。
2 6	○知事とのふれあいフォーラムの開催回数 知事とのふれあいフォーラムの「地域版」（各市町村ごとに地域住民との意見交換を実施）及び「分野版」（特定のテーマを設定しその分野の方々と意見交換を実施）の開催回数。 毎年度10回開催することを目標とする。
2 6	○審議会等における公募委員の比率 公募が可能な審議会等における各年度末時点の総委員数に占める公募委員数の割合。 令和4年度（2022年度）末までに10%とすることを目標とする。

ページ	数値目標の項目名	
	目標項目の説明	
	目標値の考え方	
26	○審議会等における女性委員の比率	<p>審議会等における各年度末時点の総委員数に占める女性委員数の割合。</p> <p>令和4年度（2022年度）末までに50%とすることを目標とする。</p>
28	○法人県民税及び法人事業税の電子納税の利用率	<p>全申告件数に占める電子納税件数の割合。</p> <p>令和4年度（2022年度）に全申告件数の60%が電子納税されることを目標とする。</p>
30	○県の行財政改革についての認知度	<p>県が行財政改革に取り組んでいることについての県民の認知度（県民意識調査の結果）。</p> <p>令和4年度（2022年度）において100%を目標とする。</p>
30	○県の行政機関における対応についての満足度	<p>県の行政機関における対応（窓口や電話での対応など）についての県民の満足度（県民意識調査の結果）。</p> <p>※「わからない」と回答された件数を除いて算出。</p> <p>令和4年度（2022年度）において90%を目標とする。</p>
31	○県事業における協働事業数	<p>各年度における多様な主体と協働して実施した事業（委託、補助、共催、事業協力）に該当するものの合計。</p> <p>令和4年度（2022年度）末において400件（年10件程度の増加）を目標とする。</p>
32	○ボランティア登録団体数	<p>各年度の6月1日において、市町村ボランティアセンターに登録しているボランティア団体数の合計。</p> <p>令和4年度（2022年度）において2,170団体（平成30年度から年10団体程度の増加）を目標とする。</p>
34	○指定管理者制度導入施設における利用者数	<p>指定管理者制度導入施設における利用者数。</p> <p>令和4年度（2022年度）において年間355万人を目標とする。</p>
42	○知事部局職員の副主幹ポスト職以上に占める女性の割合	<p>知事部局職員の副主幹ポスト職以上の職員数に占める女性職員の割合。</p> <p>令和5年（2023年）4月1日現在において17%を目標とする。</p>

ページ	数値目標の項目名	
		目標項目の説明
		目標値の考え方
4 2	○教職員の教頭以上及び主要なポスト職に占める女性の割合	
	教頭以上及び主要なポスト職（教務主任、生徒指導主事、保健主事、進路指導主事）の職員数に占める女性の割合。	
	令和5年（2023年）4月1日現在において、27%を目標とする。	
4 6	○職員のワーク・ライフ・バランスの実現度（知事部局）	
	知事部局で実施するアンケートで、ワーク・ライフ・バランスが「十分に」又は「どちらかといえば」実現していると回答した職員の割合。	
	令和4年度（2022年度）において70%以上を目標とする。	
4 6	○庁内の働き方や仕事の進め方に対する満足度（知事部局）	
	知事部局で実施するアンケートでの庁内の働き方や仕事の進め方に対する満足度（加重平均値）。	
	令和4年度（2022年度）において70%以上を目標とする。	
4 7	○男性職員の育児休業取得率（知事部局）	
	知事部局で新たに育児休業取得可能となった男性職員のうち育児休業を新規取得した男性職員の割合。	
	令和4年度（2022年度）において15%とすることを目標とする。	
5 1	○サーバ統合基盤を利用するシステムの割合	
	サーバ統合基盤を利用可能なシステムのサーバ統合基盤への移行率。	
	令和4年度（2022年度）までに100%とすることを目標とする。	
5 2	○県庁の温室効果ガス排出量	
	県庁で使用する電気、燃料（ガソリン、軽油等）の使用量等に基づき算出する温室効果ガスの排出量。	
	第4期県庁地球温暖化対策実行計画において、平成25年度実績(64,120t-CO2)を基準に、令和12年度（2030年度）に39.8%削減としていることから、令和4年度（2022年度）時点では、21.1%削減の50,609t-CO2とすることを目標とする。	
5 3	○個人県民税（均等割・所得割）滞納繰越調定額の割合	
	個人県民税（均等割・所得割）の現年課税額と滞納繰越調定額の合計に対する滞納繰越調定額の割合。	
	令和4年度（2022年度）において2.5%とすることを目標とする。	

ページ	数値目標の項目名
	目標項目の説明
	目標値の考え方
5 3	○自動車税納期内納付率（件数ベース） 定期課税件数（調定台数－返戻）における納期内納付件数の割合。 令和4年度（2022年度）において83.6%とすることを目標とする。
5 6	○不動産売払収入 未利用財産（不動産）の売払収入。 毎年度150百万円を目標として、計画的に処分する。
5 7	○ひなたGISへの新規掲載データ数（累計） 地理情報システム用に加工して新たにひなたGISに掲載したデータ数の累計。 令和4年度（2022年度）までに40件とすることを目標とする。

宮崎県総合計画 未来みやざき創造プラン

時代の潮流

- ・本格的な少子高齢・人口減少時代の到来
- ・グローバル化と地域社会
- ・資源・環境問題への対応
- ・社会を支える科学技術の発展
- ・大規模災害への対策
- ・地方分権と広域的行政の推進
- ・国・地方を通じた厳しい財政状況
- ・持続可能な社会を目指して—SDGsの実現—

将来推計と予測

- 人口減少・人口構造変化に伴う
- ・総人口
- ・就業者数
- ・県内総生産
- ・県民所得

本県の特徴

- ・地理的特性(東アジアとの近接性、3都市圏・8地域ブロック)
- ・自然環境(温暖な気候、恵まれた日照環境、豊富な森林・水資源、地震の発生等)
- ・生活環境(低い物価・地価・県民所得、ゆとりある住環境等)
- ・産業(高い食料・木材供給能力、豊富なエネルギー資源等)

長期ビジョン

平成42年
(2030年)を展望

基本目標

未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦

目指す将来像

人	くらし	産業
地域や人のゆたかな絆の中で、みんなが持てる力を発揮し、生き生きと活動する社会	安全・安心で心ゆたかに暮らせる社会	生産性を高め、時代のニーズに応える産業が地域に展開し、安心して働ける社会

県づくりの基本姿勢

- 1 経済拡大を前提とした社会・価値観からの転換
- 2 適切な役割分担と住民主体の地域経営
- 3 未来の郷土を担う人材の育成
- 4 長期的視点に立った社会基盤の整備
- 5 地域の資源を生かした魅力づくり
- 6 国際社会でのみやざき・九州の確立
- 7 危機事象への対応
- 8 効率的・効果的な行財政運営

長期戦略

基本目標・将来像実現のため長期的視点から重点的・優先的に取り組む戦略

5つの長期的視点

人口問題 人生100年時代 グローバル化 科学技術・環境 危機対応

解決すべき課題

生かすべき特性・可能性

戦略1 人口問題対応戦略

戦略2 産業成長・経済活性化戦略

戦略4 生涯健康・活躍社会戦略

戦略3 観光・スポーツ・文化振興戦略

戦略5 危機管理強化戦略

分野別施策

基本目標・将来像実現のため分野別に体系化した施策の基本的方向性

人づくり	くらしづくり	産業づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○安心して子どもを産み、育てられる社会 ○未来を担う人材が育つ社会 ○文化・スポーツに親しむ社会 ○多様な主体が参加し、一人ひとりが尊重される社会 	<ul style="list-style-type: none"> ○生き生きと暮らせる健康・福祉の社会 ○自然との共生と環境にやさしい社会 ○安心して生活できる社会 ○安全な暮らしが確保される社会 	<ul style="list-style-type: none"> ○様々な連携により新たな産業が展開される社会 ○魅力ある農林水産業が展開される社会 ○創造性のある工業・商業・サービス業が営まれる社会 ○活発な観光・交流による活力ある社会 ○経済・交流を支える基盤が整った社会

分野別施策の柱及び施策の基本的方向性

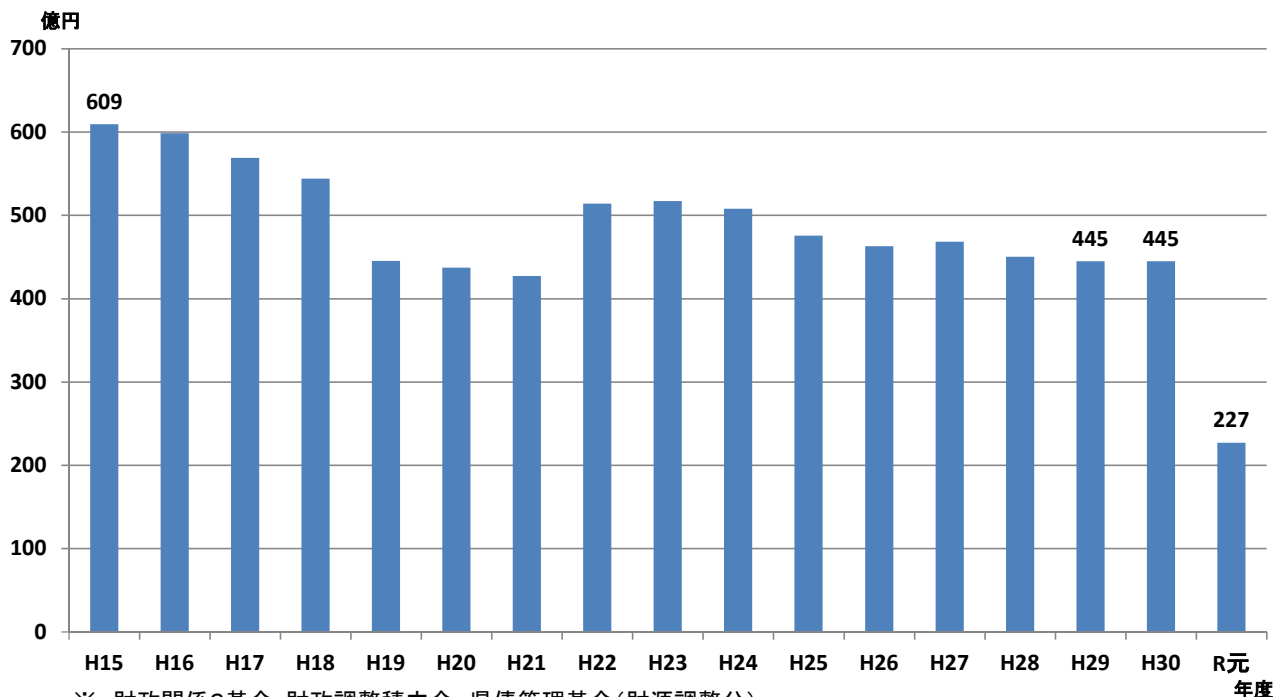
アクションプラン

長期ビジョン・知事の公約実現を踏まえての
4年間の実行計画

部門別計画

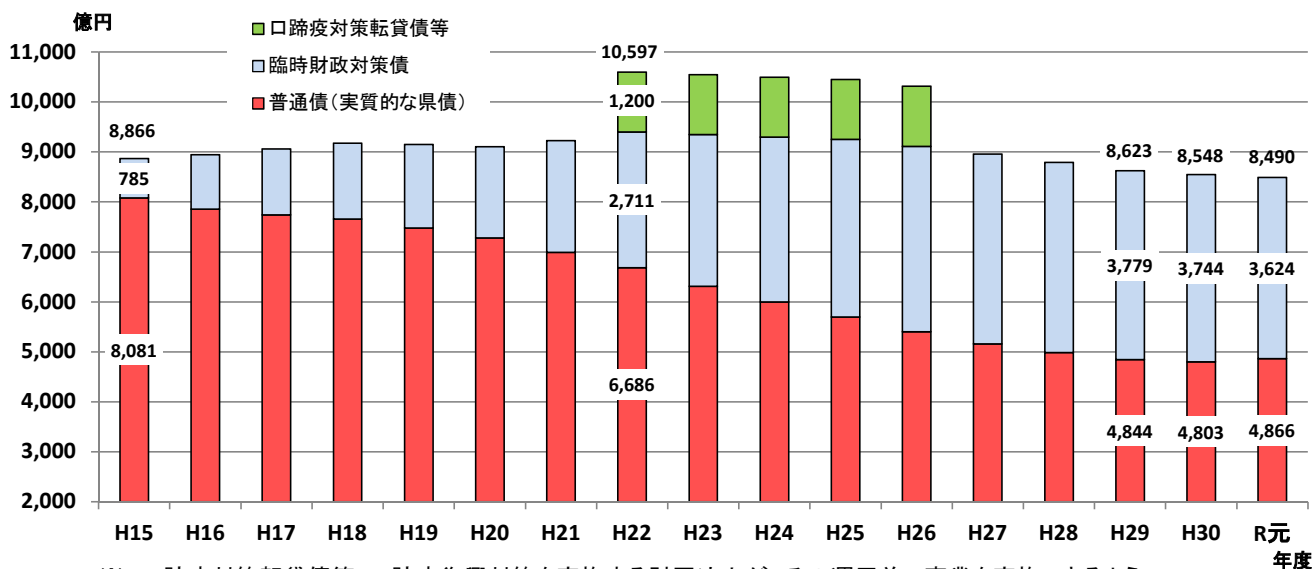
知事の公約

1 財政関係2基金残高の推移



※ 財政関係2基金: 財政調整積立金、県債管理基金(財源調整分)
 ※ 平成29年度までは決算額、平成30年度は2月補正後、令和元年度は6月補正後の見込額

2 県債残高の推移



※ 口蹄疫対策転貸債等: 口蹄疫復興対策を実施する財団法人が、その運用益で事業を実施できるよう、元本として貸し付けた県債。平成27年度に全額を償還。
 ※ 臨時財政対策債: 地方交付税の代替財源として措置される県債。償還金の全額が後年度交付税措置される。
 ※ 普通債: 特例的な県債(臨時財政対策債等)を除く実質的な県債
 ※ 平成29年度までは決算額、平成30年度は2月補正後、令和元年度は6月補正後の見込額

みやざき行財政改革プラン（第三期）の策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成30年	
7月31日	第1回新たな行財政改革プランの策定に係るワーキンググループ会議 ・新たな行財政改革プラン（以下「プラン」という。）の策定について協議
9月 7日	第2回ワーキンググループ会議（書面照会） ・「プラン」の基本的な構成について協議 ・改革実施計画について
9月26日	行財政改革に関する県民アンケート調査・県職員アンケート調査 （実施期間：9月26日～10月26日）
12月14日	第3回ワーキンググループ会議 ・アンケート調査結果の報告等 ・改革実施計画の追加・修正等について
平成31年	
1月25日	第4回ワーキンググループ会議（書面照会） ・「プラン」素案の修正等について協議
2月19日	行財政改革推進本部会議 ・「プラン」素案について協議、決定
3月15日	素案に関するパブリック・コメント （実施期間：3月15日～4月15日）
3月19日	行財政改革懇談会 ・「プラン」素案について意見交換
令和元年	
5月15日	第5回ワーキンググループ会議 ・「プラン」最終案について協議
6月 3日	行財政改革推進本部会議 ・「プラン」最終案について協議、決定
6月 7日	定例県議会に「プラン」議案提出
6月26日	「プラン」の議決

宮崎県行財政改革推進本部設置要綱

平成7年2月6日
総務部

(目的)

第1条 行財政改革の推進を図るため、宮崎県行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革の方針の策定に関すること。
- (2) その他行財政改革に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を代表し、会務を総理する。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 本部の事務を補助するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織し、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、総務部人事課行政改革推進室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名
本部長	知事	本部員	県土整備部長 総務部危機管理統括監 会計管理者 企業局長 病院局長 教育長 警察本部長 人事委員会事務局長 監査事務局長 労働委員会事務局長
副本部長	副知事		
本部員	総合政策部長 総務部長 福祉保健部長 環境森林部長 商工観光労働部長 農政水産部長		

別表第2（第5条関係）

区 分	職 名	区 分	職 名
幹事長	総務部次長(総務・市町村担当)	幹事	商工観光労働部商工政策課長 農政水産部農政企画課長 県土整備部管理課長 会計管理局会計課長 企業局総務課長 病院局経営管理課長 教育庁教育政策課長 警察本部警務課長 人事委員会事務局総務課長 監査事務局監査第一課長 労働委員会事務局調整審査課長
副幹事長	総務部次長(財務担当)		
幹事	総合政策部総合政策課長 総務部総務課長 総務部人事課長 総務部人事課行政改革推進室長 総務部財政課長 総務部危機管理局危機管理課長 福祉保健部福祉保健課長 環境森林部環境森林課長		

宮崎県行財政改革懇談会設置要綱

平成7年5月19日
総務部

(設置)

第1条 行財政運営全般にわたり有識者から広く意見を求め、本県における行財政改革の推進に資するため、宮崎県行財政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県の行財政改革に関する大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行財政改革の推進に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(会議)

第4条 懇談会は、知事が招集する。

- 2 懇談会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、懇談会を主宰する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。
- 5 知事は、必要があると認めるときは、知事が指定する特定の委員のみによる部会を開催することができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、宮崎県総務部人事課行政改革推進室において処理する。

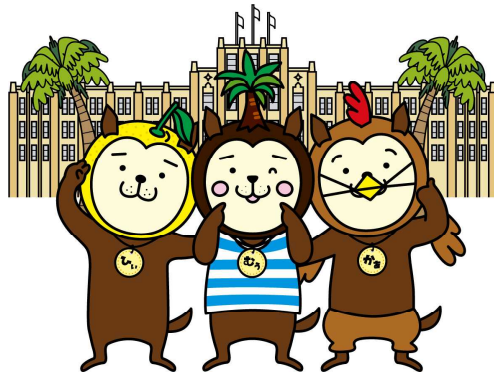
(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第3条関係）

氏名	職名
河野 州昭	宮崎日日新聞社論説委員長
黒木 定藏	宮崎県町村会会長（西米良村長）
高妻 和寛	公認会計士
四方 由美	宮崎公立大学教授
杉山 智行	一般財団法人みやぎん経済研究所主任研究員
谷口 弘次	（公募による選任）
土田 博	学校法人南九州学園常務理事
戸敷 正	宮崎県市長会会長（宮崎市長）
中川 育江	日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長
中島 隆志	（公募による選任）
長友 順子	宮崎県商工会女性部連合会会長
馬場 愛子	中小企業診断士
山口 和子	株式会社ポップミックス代表取締役
山田 昭子	宮崎県商工会議所女性会連合会理事
吉田 陽子	宮崎県中小企業団体中央会レディース中央会会長

(五十音順)



みやざき行財政改革プラン（第三期）

発行 宮崎県総務部人事課行政改革推進室

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-32-4473

FAX 0985-26-7345

E-mail jinji-gyoseikaikaku@pref.miyazaki.lg.jp